

第五十五回
国会

参議院建設委員会會議録第二十三号

昭和四十二年七月十三日(木曜日)

午前十時五十分開会

委員の異動

七月十二日

辞任

森 八三三君

廣瀬 久忠君

七月十三日

辞任

松平 勇雄君

栗原 祐幸君

高山 恒雄君

補欠選任

松平 勇雄君

栗原 祐幸君

補欠選任

伊藤 五郎君

横井 太郎君

向井 長年君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

藤田 進君

穂浦 鹿蔵君

大森 久司君

山内 一郎君

大河原 一次君

委員

石井 桂君

奥村 悦造君

熊谷 三郎君

中津井 真君

平泉 涉君

横井 太郎君

瀬谷 英行君

田中 一君

松永 忠二君

鈴木 一弘君

高山 恒雄君

春日 正一君

国務大臣

建設大臣

西村 英一君

政府委員

大蔵省国有財産局長

松永 勇君

建設省計画局長

志村 清一君

事務局側

常任委員会専門員

中島 博君

説明員

建設省計画局総務課長

吉田 泰夫君

建設省都市局都市総務課長

野崎 清敏君

参考人

首都高速道路公団理事

飯田逸治郎君

本日の會議に付した案件

○土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○土地収用法の一部を改正する法律施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(藤田進君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
昨十二日、森八三三君及び廣瀬久忠君が委員を辞任され、その補欠として松平勇雄君及び栗原祐幸君が選任されました。
それからまた本日、松平勇雄君及び栗原祐幸君が委員を辞任され、その補欠として伊藤五郎君及び横井太郎君が選任されました。

○委員長(藤田進君) 土地収用法の一部を改正する法律案及び土地収用法の一部を改正する法律施行法案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○松永忠二君 本法律案を改正する目的は、この提案理由にありますが、総合的な地価対策の一環として、公共事業のための用地取得制度の改善をはかる、特にその中では、開発利益を含む土地価格で用地を買収するというものには、合理的に合意化しない、あわせて、まああまりここには触れないけれども、私たち、土地収用の迅速をはかるというそういうことに目的があると思うわけですが、そこで、本法案が地価対策の一環であるという理由を大臣から、簡潔でけっこうですから、説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(西村英一君) 御承知のように、地価対策としてのなかなかきめ手がないのでございまして、どういふことでも多少地価対策に好影響を及ぼすものがあれば、これは政府としてはそれを進めていくつもりでございまして。しかし、いままで、たとえば総理大臣の諮問機関でありました物価の委員会におきまして、また宅地審議会その他のいろいろな物価並びに地価というふうなもの議論の場におきまして、やはり地価対策は、なかなかいろいろな手を染めていかなければならぬ。そういうわけでございまして、そのまあ一つのこういう土地収用法を合理化することによりまして、やはりこれも地価対策の一環になるのじゃないか。やがてと、公共用地が取得につきまして、やはり非常に事務がスムーズにいきませんと、とかく非常に高くなる場合がある。そういうような場合は、ある一つのやっぱそれが基準になつてものを上上げるのございしますから、やはり一つの地価対策に影響があらうという

ことで、その一環としたのであります。しかし、これをもつて、それでは現在の地価の高騰がどれだけ押えられるかというふうなことにございましては、これはちょっと予測はできないのでございします。少なくともこの地価対策のやっぱ一環にはなるだろうという考えをもつてそういう改正の理由の一つにあげたわけでございします。

○松永忠二君 大臣がふだん言われているように、地価の問題については、需要と供給の関係にあると、こういうことをまあ強調もされておりますが、この法律でもって国民が公共用地に提供をして、そうして供給源がふえるという、そういう意味の土地対策というものは、そういう意味は、この法律の中にやはりあると考えるのですか、そういう点は……大臣から言つてください。

○国務大臣(西村英一君) これで供給源がふえるという点ではないのです。別に供給源がふえるわけじゃございしません、これを強化したことによつて。まあそのどういふ質問かちょっと意味がわかりませんが、供給源はその改正をしたために、何といひますか、宅地それ自身の供給源がふえる、まあその宅地造成の場合にやりやすくなる、そういう意味によつてふえるということと言ふならば別でありますけれども、直接にこれであらうというふうなことじゃないと思ひます。

○松永忠二君 私の言うのは、その公共用地を取得するにスムーズになるし、あるいはまたやりやすくなる、こういうふうなことを予想しているのだから、結局これによつて、やはり土地収用法を改正することによつて、公共用地の取得はやりやすくなる。やりやすくなるということとは、やはりある程度スムーズに供給されてくるという、そういう見通しをもつて立てられているものだと私は思ふのです。そういう意味でお聞きをしたのであつて、スムーズにいくということになれば、

結局は容易に供給できなくなるだろうと、そういうお考えというものはあるのかどうか。

○国務大臣(西村英一君) そういう意味でしたら、まさにそのとおりでございます。それによつてやはり非常に助けられる、スムーズにいくというところでございます。

○松永忠二君 そこでですね、ただ私は、そういう目的でお出しになっていると思うのだけれども、はたしてその目的を達成できるかどうかどうかという点について疑問もあるわけなんです。それは要するに、今度の改正によつて、収用法に對する信頼が非常にふえてきて、そして進んでいく収用法に基づいて早く土地を提供してくる、こういうことが必要なことだと思つておられると思うし、またそういうことが改正をする一つの理由にもなると思つておられるんですね。ところが、土地を提供する者の立場から言つて、どういうことになるかと、理屈はいらぬ——公共事業のために値上りをしていられる開発利益を含む価格で用地を買収することは不合理だというわけですね。だから大臣が言うように、要するに合理的に適正に買おうというわけなんです。しかしこれは、表面のことばで言えようかと思ふ。もっと俗なことばで言え、適正に安く買いたいということだと思ふのです。開発利益が加わっているのは不合理だということです。開発利益というものが加わらない適正な価格、いわゆる合理的な価格で買いたい、こう言うのだから、いわゆるこの収用法が改正をされて、より以上に自分らのものが非常に、ある程度高く買われるとか、合理的だというようには意識はしないと思ふのです。だから、質問時間もありませんから、私たち自分の意見のようなものを先にまじえて言うのですが、この前御質問があつた千葉の国際空港の用地買収については土地収用法を使わないで、こう言つては、それを、土地収用法を使わないで、つまり有利にやりますよということが、私は、その適用しないということで住民が納得している理

由だとまあ思つておられるんですね。

そこで私大臣にお聞きしたいのは、こういう改正をすることによつて、土地を収用される者が喜んで収用されるというふうな考へておられるのか。これについては、やはり幾分そういう点については疑問があるとか、その判断はどう大臣考へておられますか。

○国務大臣(西村英一君) その喜んでといふことが、収用される人は、自分がやはり収用されるのですから、喜んでというわけではないと思ふのです。しかしまあ開発した利益をこれは加えてやることは、やはりこれは不合理であるから、開発利益というものは、これはやっぱり適正に配分しなければならぬ。しかし収用された人は、そのために不利益もこうあるから、税法上のまた恩恵も授けてやろうと、こういうのでございまして、その安くしたために、この法律の改正ということに直ちに結びつかないと思ふのです。あくまでも適正な値段といふことでやはり組んであります。それから何と申しますか、飛行場の問題につきましても、いまから土地収用法云々つくものではないのであります。あくまでもやはり話し合ひによつて、両者の話がつかぬときに、初めてこの公共の目的のためにこれを適用することもあり得ると思ふのであります。いまのうちに土地収用法を云々するといふことは、まだそういう段階ではなしに、あくまでも協議して、やはり買入人売入人の納得する方法でいかなければならぬと思ふのであります。私は買収される方が、これはやはりその値段のきめ方につきましても、これはやはり大部分は協議できるのですから、大部分は任意協議でいくんですから、そのうち両者の意見が合わないものにつきます。初めてこの法が働いていくわけですから、大部分は協議でいくのであります。さうに考へております。

○松永忠二君 私がさっき聞いたところから展開していけば、やはり改正によつて要するに公共用地を提供しやすくなる、また合理的だといふような意識を与えて、そして積極的に提供もしてもらふことによつて供給の源もふえてきて、結果的には地価対策の一環にもなる。あなたの言つたのは、いままで高く買つたからほかのものも高くなるという、そういう地価対策と同時に、やはり公共用地を取得して、結局公共用地が取得しやすくなるというふうな意味で、要するに効果をねらつてはいると思ふんですね。ところが端的に言つて、私は合理的な価格に買入といふものの、開発利益を含まないといふことを前提としている以上、とにかくいままでより買入やすくなる、俗に言つて、安く適正に買入といふことがはつきりしていると思ふのです。したがつて、私はやはり土地を収用される者が、この法律改正によつて積極的に提供していかうという気持ちは、私はこの法律から出てこないと思ふのです。これは私の意見。それから同時に、いまおっしゃつたところによると、外国あたりではさうじゃない、むしろ自分からその収用法の適用を受けて、正確なもので収用してほしいといふ外国の事例あたりを書いたものを讀んでみると、外国では逆なんです。まさにそうなければならぬ性格のものだとおぼくは思ふのです。そうならば、結局地価対策も非常に有効になつてくるわけですね。まずいと言つておき、個人そのものから考へると、開発利益を含まないといふのだから、俗にいう少しは値が下がつてといふことで意味がない。さうきの地価対策といふのは、むやみに高く買入からいかにぬい以上、やはりこの法律ができた以上、幾ぶん安い価格で適正に買入といふ以上は、個人としては安いものに買われるという気持ちは出てくると思ふのです。だから積極的に協力していくという、この法律を改正したから積極的に個人がこれに協力してくるという気持ちは私は出てこない、この中から効果をねらうのはこれは無理じゃないか。そこで一つ、個人の収用される立場の者から言へば、自分ばかりいられる開発利益を否定されて、まわりの者はみんな開発利益を受けているじゃないか、ずいぶん不公平な話だと、そういう気

持ちはますます強くなると思ふのです。これも従来、この前の法律は要するに税の特別措置法が出てきて、周囲の開発利益についてもちゃんと的確な措置が打たれているという中で、同時にこれをやる、こういうことなら、まだ個人の気持ちとしては納得できるのに、まあがまんもしやすいのに、まわりの開発利益は何にも手をつけてないで、おいて、そして収用されるその人の開発利益だけを含まないように、それが適正の価格の買入方だといふ言ひのじゃあ、あまりに均衡のとれないやうな方だといふ気持ちはなると思ふのですが、この点については大臣は、この法律は現在そこまではないかと思つたけれども、こういう方向で必ずしもそういう不公平なことはやらない、そういうやうな点をさつきりさせてもらはない、これだけの片手落ちなやり方ではこれを認めるというやうなことについては、どうしても納得いきかねるという個人の気持ち、だからよけい提供しなくなつて、むしろこういふものをつくつたら、よけいに提供するのはいやだといふことで、効果を發揮できないのじゃないかといふ一つの理屈にも私はなると思ふ。この点について大臣の御意見を聞きたいと思ふ。

○国務大臣(西村英一君) それはまさに議論のあるところでございます。そういうことは議論のあるところでございます。しかしながら、やはりそれであればこそ、特別な今度の収用される方は税法上の千二百萬円の控除があるわけです。それでその収用以外の土地の開発利益といふものはどうするかといふことは、これはたいへん議論があるものだから、今度は切り離したのでございまして、しかし、私はやはり平衡の原則に立てば、それらの方々の開発利益を、売る方々の譲渡所得の点につきましても考へなければならぬと思ふ。しかし、この開発利益と一がいに言ひましても、それは非常に広い全国的にわたる問題でございしますから、別に税法上取り上げてこれは研究検討しようといふことでございします。したがらしまして、

先般の税制調査会につきましても、特に今回の場合は土地の譲渡所得の部会をつくりまして、大蔵省は相当な項目にわたって研究課題として投げかけておるわけでございます。私のほうも、この土地収用法のそういうものの平衡の立場に立ちまして、これを答申が出ましたら、ひとつ検討をしたとかように考えておるので、いろいろ議論があらわれますので、今回は切り離したのでございますけれども、私は平衡から言いますと、まあ松永さんのような気持ちは持つておる次第でございます。

○松永忠二君 この点につきましては、議論のあるところだと、こういうものを現実には法律になつて出てきたわけですよ。衆議院をいま通つていられるわけですよ。だから議論のあるところだといふけれども、今度の場合やむを得ずこうなつたけれども、おっしゃるとおり大臣、また私は局長にしてもこれだといふと考へていられるわけではない、絶対ないのだ。だから当然被収用者でない人の開発利益の問題については、いま税の特別委員会をつくつてやつてそれを早期に出してもらつて、それでそういう点については、合理的にやるといふ決意を持つていられるとこの決意を披露してもらいたいといふことですがね。この点、ひとつ再度大臣と局長、その余分なことはいいですが、その点詰めて、あなたは交代するわけじゃないから、局長としてやはりそういう意味の、いままでは、この前やつたのと少し違つていふことについて、そういう意味の責任者としての私は決意を、やはりここではつきり聞いておかなければいかぬと思うのですが、簡単にひとつ、時間がありませんから……。

○国務大臣(西村英一君) それも私が答へたばかりだと思ひます。非常に注意深く言つたわけでございますが、結局現在諮問をして研究いたしております。非常にやはり開発利益といふことを、やはり全般的に考へた場合には、いろいろむづかしいと思ひますが、ぜひともこれも答申があるでございましょうから、ひとつ平衡の原則に基づいて、早期にそれが結論が出ましたら、私

としても、そういうものについてひとつ努力をしたいとかうに考へております。

○松永忠二君 そこで、まあこれが上がつて出て、はたして提供しやすくなるかといふと、私は提供しやすくなるかといふのは、まわりがだめだ、自分ばかり被害を受ける、いろいろ俗に適正な合理化だと言つたつて、要するにいままでよりは安く買われる、この気持ちは否定できない。そこでむしろ私は、こういうことをやるのはあとなんであつて、全体の開発利益をまずどう処置するかといふ法律が出てきて、それでしかも、収用される人についてはむしろいよる優遇措置が行なわれる。大臣いま千二百万円の控除の話をしたけれども、千二百万控除があるからいままでより得になると言ふならば、僕は意味がないと思ふんですよ、これは。幾ら千二百万の控除があつたからといふて、従来より有利だといふことの保証はないと思ふ。従来より有利なようなことをするならば、何もこんな法律をつくることはないのだから、私は幾ら千二百万の控除があつたからといふて、非常に被収用者に有利だといふ理屈はない。むしろ私は逆なんだと思ふんですよ。つまり開発利益をどうするかといふ法律が出てきて、それで土地を収用する者が吸収する。その中であれば土地を取られるけれども、土地を提供することだけしでできないけれども、その中で自分は税法的に千二百万の控除が出てきている。積極的に自分も提供しなければならぬのじゃないか。こういうふうにいふていくのが私は順序じゃないか。そういうことによつて、その段階でこういうものを提出すれば、私は非常に効果がある。これでもって積極的に早く土地収用に提供してやう。そして同時にまた、自分でみずから進んでやういふことをやう。供給源もふえてくるし容易になる。仕事は逆だと思ふんですよ、僕は。土地の高騰に伴い、公共事業に伴い、土地開発利益をどう吸収するかといふ一般的な措置が行なわれる中で、そういうことが全部行なわれている。その

中で収用される者については、土地を取られてどっかへ移らなければならぬし、あるいは生活の根拠というものはまた別に移さなければならぬけれども、まあまあ税法的にも控除の措置もある、そういう中で協力をしていかなければならぬといふ気持ちは起る。ところが、これはどういふことになつていふかといふと、開発利益はお前のものは見えないぞ。しかも適正にしろと言ひながら、提案にもちゃんと書いてあるが、負担において行なわれる、高く買つていふのが不合理だといふきり書いてある。だからそれでもって押えられちゃこれじゃ土地収用法改正して物価対策のいわゆる地価対策の一環だといふてみても、そこまで一体……あまりひどいじゃないか。それからまた、そういうことによつて、非常に効果が出てくるといふことはないといふ気持になるわけですね。だから学者の中には、こんなものをつくつたつて逆だ、むしろ逆にますます提供が困難になつてきて反対が多くなるだろう、そんな効果なんかあがりつけないといふ言ひをする人もある。私は法的な立法のしかたといへば逆だ。むしろ開発利益をまず取つておいて、その中で収用される者は、被害者といふ面も一つあるわけだから、そういうものについては少しぐらいの開発利益の益的なめんどろを見ていこうじゃないかといふことでスムーズにいけるものだと思ふんですよ、これがこれについて大臣の考へ方をちょっとお聞かせください。

○国務大臣(西村英一君) やはりその値段をきめるのは、さういふ言ひを言ひましたように、あくまでも買ひ手と売り手との任意協議でいくわけですね。しかし、時たまそれがはなはだしく合わないといふときに、土地収用法の問題になるわけですよ。で、そういう場合に、その件についてそれがいつまでもそのときの値段のきめ方は、事業の認定時の値段でやるのだぞ、いつまでも話がつかなくて、裁決時じゃないのだといふことを言つていられるのですから、私は合理的であらうと思

うのですよ。しかし、まあ周囲との関係もあるから、税法上の処置はとる。しかし、周囲はそれじゃまるつきり開発利益をもうけるじゃないかといふ議論がありますから、その問題については一般的、譲渡所得の問題になるといふところあるから、あらためてひとつ譲渡所得については今後研究していく。それも今後やう、こういうわけでございますから、私は前回の土地収用法よりもはるかにこれは改善されたもの、合理的なもの、こういうふうには私は理解するのでございまして、いまのような行き方は、やはり一部の方々によつて土地がつり上げられるといふことが十分あり得ると思ふのであります。したがういふこと、公共用地の取得にもスムーズにいくのじゃないかといふように考へられます。

○松永忠二君 これは意見が違ひます。私は外国が収用を積極的に望んでくるとか、あるいはすぐ質問しますけれども、土地収用法そのものを、一体、大體公共用地については、こういう方向で合理的に取得をしていくのだといふ考へ方に立つのか、ぐあいの悪いものをやるのだといふ、まああなたのような御意見があるのです。しかし、必ずしもそれだつて違ひ考へ方がありません。しかし、とにかく私は土地収用法に対して信頼感を増していくといふことが、非常に重要だと思ふのです。ところが、この改正の印象、いま一般の国民が持つていられる印象というのは、そうじゃないのであつて、土地収用法が改められて強権を発動するといふ気持ちはも相當来ているわけですね。信頼感を得て、なるほどこの土地収用法でやつてもらえば安心だといふふうになつていなければならぬ、それには私はこれは逆だといふことを言つておるし、この段階ではかのものを何も措置しない、しかも、こういう言ひ方だけをしていくといふことは、これはプラスにならぬといふふうには私は考へるわけなんです。そこで、少し話を引きましますけれども、適正な、正当な補償なりそういうものがあると、それで合理化するのだと、こういう話だが、そうすると、

大臣、いまの御説明によると、これは要するに困
て、いわゆる最終的に話し合いがつかないから、
つかないものについて、小部分的なものにつ
いてこれをやるのだというような考え方を、はっ
きりおっしゃいましたね。これについてはそれが
正しいかどうかということですね、これについて
は少しいろいろな意見があるわけですね。これはこ
こに建設省の直轄の公共事業の用地取得のため
の手續に関する訓令というのを出した。これは昭
和三十九年の三月十七日、これは直轄事業につ
いては土地収用法の適用をやりなさい、こういう
ことです。土地収用法は最も合理的なことから、
信頼をおかれるものなことから、できるだけス
ムーズに土地収用でやっていくと、それで片づ
かないものは片づかないものとして離してや
ると、その途中の段階で協議というものをや
っていくけれども、それほど土地収用法は常
時のものとして考えていくという考え方が一
つあった。しかし、大臣が言っているのはそ
うじゃなくて、いろいろ話し合いをしたけれ
ども、どうもうまくいかないから、うまくい
かないやつについてこれをやるんだというこ
とがはっきりしましたね。そこで、私はまだ
そういうことと関係して、それなら少しまし
ますが、これはその点がはっきりいたしまし
たので……。

そこでもし大臣の言うような、そういうお話であるならば、なぜ一体この法定協議というのをやめちゃったのか、つまり従来の古い土地収用法の改正前までには、協議をしなければできないということになっていたわけですね。法定で、法律でちゃんと協議することがきめられていた。今度はそんなことはないわけですよ、そういうようなことはね。この点をまあこまかいところでちょっと先にその点について……。むしろ私は話し合いが中心であるということになれば、その話し合いというものを強化するという措置について欠けている点が、今度の法律にあるということを考えているわけです。だいたい時間もないので、私は質

問の項目をちょっと……。そういう観点から言々と、どういう点が問題になってくるかというのと、まず、いままでは土地の細目のこういう土地を取るぞというときには、市町村長から本人に通知があったわけですね。ところが今度通知がないのですよ。ただ縦覧するために公示をすればいいのです。だから、本人には何らの通知もないわけですよ。それから途中の段階で意見書を出すというところが行なわれているわけですが、この意見書は必ず審議をされるかどうかということについても保証がないわけですよ。審議の日を通知するということはありますよ、通知はするけれども、それが必ず審議されなければいけないという保証は、どこにも法律上出ていないわけですね。今度の法律の改正に基づいて話し合いをするということよりは、むしろもう事業の認定が出たら、あまり接触をして話し合いをしないで片づけてしまおうという精神のほうが強くなっているのですよ、この法改正に。こういう点について、大臣は気がついておられるのですか、この点をひとつ聞かせていただきたい。

○大河原一吉 ひとつあわせて御答弁願いたい。と思うのですが、いまの松永さんの御意見の中に、今回はいわゆる法定的な協議制というものがなくなっているわけですね。しかし、一応はまた事業認定時価格というものが、厳然として一本くぎをさされているわけです。しかし、任意交渉の制度も望ましいということになると、この事業認定ということをきめた意味がなくなるのではないかとというような気がしましたので、その際、任意交渉できまつた価格というものは、この事業認定時価格というものによつて拘束を受けるのかどうかということも関連してくるのではないかと思うのですが、この点、ひとつあわせて御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(西村英一君) 私は、やはりあくまで公共事業をやれば用地が要る、そういう用地が要れば、用地を買わなければなりませんから、やはり用地買ひということがその中心に当たりましょ

う。それから初めから収用法を適用するということとなら別ですが、公共用地の取得ということは、いわゆる土地収用法に――これは田中先生が言っていました、公共用地は全部収用法にかけておいて、そして第三者が裁定したらいいのじゃないかというような御意見もありますが、私はそうじゃなしに、やはり任意協議をやつて、そうしてそのうちどうしても収用法適用でやらなければならぬものが、収用法の適用になるわけです。今回の改正は、収用になった場合の手続を簡素化しよう。その場合には、今度は被収用者はそれとともに今度買い取りの権利というものは認められていました。したがいまして、収用法にかかつてからの手続を簡素化しようということでありまして、私は三十九年の書面というものは、どういうふうに出たのか、こいつは計画局長のほうから説明してもらいたいと思いますが、建設省で買う用地を、土地収用法を初めからかけて全部買つてしまえというような、そういう書面じゃないように私は思いますので、私は三十九年の書面というものは知りませんから、計画局長のほうからひとつ説明させますけれども、あくまで任意協議でいって、そしてこれの適用になるものはこれを適用する、土地収用法にかかった場合の手続を簡素にしよう、そのかわり一方は土地買い取りをする権利を与えてやる、こういうふうに私は解釈しております。ちよつと計画局長から……。

○委員長(藤田進君) 簡潔に明瞭に。
○政府委員(志村清一君) 法定協議の制度が廃止されましたのは、大河原先生御指摘のとおり、いわゆる三十九年の通牒としての法定協議は廃止されましたが、事業認定を受けました後においても相互協議のたまえはとっている、それがお互いに協議が相ととのいますれば、協議の確認という制度もありまして、取用委員会の裁決と同様の効果を發揮するというようなたてまえになつておるわけでございます。さてその際、法定協議の価格の内容は一体どうかということでございますが、事業認定を経ましてから裁決申請までは一年

問——従来は四年間という非常に長期の猶予期間がいればあったわけでございますが、一年以内、それをこしますと当然事業認定の効果も失われるというように、短期間に勝負がつくというようなことに、お互いの利益のためにしておるわけでございませう。そういうわけでございますので、協議もそう事業認定を経てから時間がたつとは思いますが、当然事業認定時価格の修正等を経ますもので、事業認定時の価格そのものでは必ずしもないというふうに考えておる次第でございます。

○大河原 一次君　そうすると結局は、任意交渉は余地としては残っているし、任意交渉によつてきまつた価格というものは最終的価格であつて、これは事業認定時価格による拘束は受けないという判断に立つてよろしいですか。

○政府委員(志村清一君) 法の趣旨にのっとりまして一応考えるべきだと存じますので、事業認定時価格を基準として、やはりその後の物価修正等を考えまして事業認定時価格そのものではないが、一応事業認定時価格を基準として考えるべきだと存じます。

○松永忠二君 大臣、いまあなた御答弁になっているように、できるだけ話し合いをして、最悪の場合に土地収用法にかけるのだという話ありましたね。しかし、最悪の場合土地収用法にかける場合でも、いま局長も説明しているように、要するに協議の確認というのがあって、その段階でも話をし合うということがあったわけですね。従来最悪の場合でも、法定協議ということで、必ず協議をしなければならぬという精神になっていた、なお尊重するようなやり方をやっていたわけですよ。最悪の場合でも話をするのだ、いまだってありますよというけれども、それは簡素化という名前の上に立って、逆に言えば法定協議という話し合いという手段、方法については、法的な根拠はなくてきておるといふ理屈も成り立つわけですよ。だから、あなたのおっしゃるように、別に最悪のものをおけるのだとしても、この場合も最悪のものをかけるのだけれども、それは法定協議という

ものがあつたわけです。今度もそういう精神は抜けていまして、結局これは協議の確認というものがあればあつてもいいんだというところで、結局話は続けられるという段階になっています。だから、従来その事業認定から土地細目まで三年だ、土地細目の公告から裁決申請まで一年あつた、これが長いのでなかなか迅速にいかなくなつたということであるならば、そのところを繰り上げるといふことはわかるけれども、どこまでも話し合いを進めていくというならば、もつと法定協議というもののだつてはつきりあつて、私はさつき言ったように信頼感を与えなければだめだと思ふのです。土地収用には、要するに法定協議もなくなつてしまつて、協議する義務もないということ、一つのものが抜けてしまつた。しかも、どうかと言へば、その事業認定がないと、土地の保全ということも、法律がきまるといつかり手がつけられないわけです。手がつけられなくなり、事業認定についても本人には通知がない、何もいまだ土地細目の公告があれば本人に通告があつたのに、土地保全の義務もある土地にしてしまふのに、事業認定について本人に通知がないわけです。ただ市町村長が縦覧すればいいんです。それを長くやつておけばいいんです。そうして今度は起業者側から通知があつて意見書が、いよいよ自分のところをとられるとか何とかで意見書を出してくる、それじゃ意見書を必ず収用委員会が審議する義務があるかといへば、そんなことはどこにも書いてない、ただ単に審議の日に書いて通知をするというところはここにありませんけれども、何も意見書を必ず審議しなやならない筋合いはないわけです。これじゃ要するに収用法ができて心配はないんだ、収用法というものは信頼のおけるものだということにならぬのじゃないか。お話のように協議協議というけれども、協議そのものについても、少し前よりは簡素化という名のもとに協議の事実が行なわれない懸念が出てきてゐるのじゃないかということを、われわれは指摘をするわけなんです。こういう点について

ひとつこまかいことですが、やっぱり一番大事なことだと思ふので、再度大臣にそういうことがなくなつたことについては、それでも要するに、十分信頼の持てる協議が尊重されているんだということになるのかどうか、その点大臣答えてください。

○政府委員(志村清一君) 法定協議の問題等について廃止したということ等につきまして、お互いの話し合いと申しますか、そういうような機会が非常に減つてきた。そういうことは土地収用法に對する信頼を失わせるというような御趣旨でございますが、改正法案におきましても、実は事業認定前につきましても、あつての制度がござい

○松永忠二君 従来もあつた。

○政府委員(志村清一君) はい。従来どおり事業認定前でも一つのお話し合いができるということにいたしておるわけでございまして、また事業認定を経た後におきましても、裁決申請が行なわれるまではお互いに協議して、その協議がととのいますれば、協議の確認という事で第百十六條にございまして、協議の確認の制度も設けておるわけでございまして、また収用委員会の審議が始まりまして、改正法の第五十條にございまして、相互の和解が成り立ちますれば、これは収用委員会が積極的に介入して和解につとめるというふうなことで、互いの話し合いをするということにつきましても、事業認定後におきましても、前におきましても、収用法においてもそのような手当てをいたしておるわけでございまして、これらにつきましても、従来どおりの考え方と相違がないわけでございまして、ただ法定協議を廃止したというの、どうも適当でないという御意見も確かにございまして、先ほど先生もおっしゃいましたように、今度は事業認定時に価格が一応基準として設定されましたために、なるべく早く裁決というふうな段階まで至りませんと、お互いにとつて不利である。特に収用者側にとつて都合の悪い場合もあるという事で、できるだけ早い

機会にすみやかに収用委員会の判断による適正な補償を払い渡すということが必要かと存じまして、一年以内にいたしたわけでございしますが、それにつきましても、法定協議は従来は実はいわば最後通牒的なもので、法定協議の段階においてお話し合いをするというふうな実態がなかつたわけでございまして、そういう意味で法定協議を一応廃止したわけでございしますが、いわゆる最後通牒的な法定協議というものをやめただけでございまして、協議そのもの、お話し合いそのものを否定してないことは、第百十六條の協議確認の制度でも明らかと思ふわけでございまして。

○松永忠二君 わかりました。その点については、私は必ずしもいまの局長の説明を納得するわけじゃありません。むしろ、私はこの改正によつて話し合いというこの努力については、欠けるところが出てくる。だから、これをいろいろ批判する人の中に、これはもう性格の変更だ、単なる改正じゃないんだ、性格変えちゃつてゐる。要するに、もう事業認定ができた話なんというものは形式だけであつて、どんどん進めていけばできちゃつてゐる。単に法定協議のものがのけられちゃつてゐる。細目の事業認定の通知も本人にはない、協議の確認ということだけ残つていたつて、もう短時間にやつちやうんだから、たいして本人と接触せんだって、どんどここれでやつていけばいいんだ。そうすると、従来話し合いをよくつけて、土地収用法というもののにかけたとして、できるだけ話し合う、その段階でまとめようとする努力はほとんどこれじゃないか、たとへば憲法十一條とどういふ関係があるか、個人の権利の尊厳とどういふ関係はどういふ議論なんだ、二十九條との関係はどうなるという議論にまで発展していくようになってくると思ふのです。しかし、私はとにかくこまかいところで言へば、本人に通知をするなんということに改めた

らどうだろう。その意見書が提出をされたら、必ず審議をしなければいけないということを簡単に加えていけるんじゃないか、それでいけばますます信頼性が高まるんじゃないかという気持ちもいたします。しかし、今度の改正案が通つて、これが適用されたときには、ぜひひとついま大臣が言われたように、いや法定協議で細目突き詰めるようになっていたのを省いたけれども、とにかく熱心に起業者が本人に、収用者と接触してできるだけ話し合いを努力していくのだ、そういうのがこの法律の趣旨なんだということをよくわからせていかないと、これはもう明らかにこういう意味の信頼感もなくなつちやう、むしろ強権発動をやややすくしちやう、起業者側ばかりに立つて法改正してゐるんじゃないか、この理屈だつて私はもつと時間があれば、やつていけば、そう簡単に、あなたの方の説明がそうございまして納得はできないものがあるんですよ。

そこで、私はこの際大臣に要望したいことは、そういう点がある、前と性格が変わつたように考えられる節もあるのだから、特にそういう点について今後実施の段階においては、特にこの点を留意をされて、そうして運用の誤りのないように、特にまたそういう点について機会を見て修正する機会があれば、十分そういう意味の協議の実をあげるといふことを、ひとつぜひ努力をしてもらいたいと思ひますが、この点で大臣に伺いたい。

○国務大臣(西村英一君) 私が一番おそれることも、強化されたのだ強化されたのだというふうなことが、今回のやはり一番改正について注意しなければならぬ観点だと思ふ。もちろん公共事業をやる場合に、なるべくひとつスムーズにやりたいために手続等を早くしたということが、強化されたということならそれでいいのですが、何でもかんでも私権を侵して何でも取り上げるのだというふうな思想を持つてやることは、私も好まないのだからでございます。しかし、いままで行なわれた例を見ましても、やはり同じ公共用地でも、役所によつてずいぶん価格が違つて、それはやはりいまの法でいけば何

とはなしに引き延ばされるようなことでスムーズにいかない。仕事をやる者は背に腹はかえられないというふうなこともあります。しかし、今度は事業認定時というものでその価格をきめるのだから、もうきちんとしてくるわけでございますから、やはりその点は開発利益を含まない、それをやはり適当に配分するという意味で、その所有者を開発利益を全部取るというわけにはいかぬという、そういう思想を持つておることは確かでございます。したがって、その他のものはどうだということについては、他の法律によって対処したいのでございますが、あくまでもこの運用につきましては、いま松永さんのおっしゃいましたような、私は心配がないよう十分留意する方法としていろいろ考えております。こまかいことになりますれば、これはやはり各公共用地の担当者に向かつて、法の改正の意図しておるところをこまかく説明をしまして、やはり土地所有者につきましても十分な納得でやっていくように、あくまでも申請できるのだ、何でもかんでもこれでもって強化して取り上げるという思想は持たせない、十分運用につきまして留意をしていきたい、かように考えております。

○松永忠二君　そこで今度は少し価格の話ですが、要するに今度の場合、適正な補償をするのだ、補償の合理化をはかるのだ、こういうお話ですね。また、これはさっきの話じゃないですが、私は土地収用法に信頼感はやす重要な眼目だと思ふのです。そこで、私がお聞きをするのは、正当な補償とは何なのかという場合に、私はこういう考え方を持っているわけなんです。正当な補償というのは、最低の条件として、前に持ったものと同じものが持てるという条件でなければできぬと思ふのです。前に所有した土地が取得できる。前の条件が著しく変化しない。仕事をやっていた場合でも、こういう必要があると思ふのですが、これについては大臣、どうですか。

○国務大臣(西村英一君)　同感です。

○松永忠二君　そうなつてくると、その次に、事業認定時と権利取得解決の間、事業が認定されて、いよいよ権利が移るといふときの権利取得解決のときに、その間はなぜ変動させるかという、物価の変動に應ずる修正率をかけてやる、こう言っていますね。そうするとこれはおかしいじゃないか。物価の変動で修正した場合には、もとの土地は買えないじゃないか。同じ坪数を買いたいと思つたつて、もう周辺の土地はどんどん上がつてきてしまふ。これは買えない。物価の変動率というのは地価の変動率と全然違つていふところでは、これはこの間調査室でよく資料を整えてくれた、この資料にちゃんとあります。いかに消費者物価、卸売り物価というのよりも地価が高騰しているかということがわかつていふわけでしょう。そうすると、事業認定のときと権利取得の解決との間に期間があるわけなんです、その間物価の変動に應じて修正率を出すというのじゃ、もとの土地は買えないじゃないかというんだ。これはおかしいじゃないか。なんで地価の変動率にしないのだと言ふのです。これはどうでしょう。

○国務大臣(西村英一君)　非常に、何と申しますか、端的な話なんです、自分の家は買ひ取られた。それを、それに引かからぬ隣の家を買ひ取った。隣はすぐ開発利益でずいぶん上がつてしまつたといふことでございすが、そういう場合に物価の変動と、その物価の変動も何で見るかといふことでございまして、これはひとつ計画局長が説明いたします。物価の変動を何で見るのかといふことを。

○政府委員(志村清一君)　物価の変動に應ずる修正率につきましては、卸売り物価指数あるいは消費者物価指数というものを複合したもので考えたといふ、こう存じておりますが、そこで先ほど先生のおっしゃられたように、物価と地価の値上がりバランスがくずれている場合どうするかというふうな問題が出てくるわけでございます。それらにつきましては、法律にございまして、事業

認定が行なわれますれば、直ちに土地所有者は補償金の支払い請求権があるわけでございます。認定できるだけ早い機会にしかも補償金の支払いをいたさねばならぬ。ただ、それは起業者側の見積もつた額でございまして、場合によつて正当な金が出ないおそれもあると思ひます。それらに對応いたしまして、補償金の支払い額が、事業認定時における正当な価格と差がありました場合、その差の大きさに應じていふ懲罰的の加算金なり、あるいは過怠金といったようなものを課することにしたおるわけでございます。正当な補償金が支払われる担保をいたしておるわけでございます。さういふ意味におきまして、事業認定がありますれば、所有者はいつでも支払い請求ができ、すみやかに土地代を取得できるということによりまして、ただいまの矛盾はある程度解決がつくと、かように考えておるわけでございます。

○松永忠二君　それは、そういうことをおっしゃつていふようだが、補償金の支払い請求ができる、しかし、その間に期間があるわけですね。それどころか期間がなくても、ここに事業認定が出たとたんに土地はもう上がつてしまふのです。それで申請して、起業者と話し合ひをして、十分な金が支払われない間にどんどん上がつてしまつていふ。というのは、補償金の支払請求なら請求があつて、支払い請求そのものだって、すぐ入らないのです。その上に、支払い請求があつてもらつた金だつて、いろいろ話し合ひでなかなかうまくいかない。あとで加算金を取るといつても、起業者の考えでやるわけなんです。そのうちにどんどん上がつてしまふのです。瞬間に上がつてしまつて、それで上がったほうの開発利益は、一般は野放しに見ているのに、取られるほうは開発利益は見ない。それで裁決してよすのですから、ほかの土地は買えないでしょう。補償金の支払い請求がありまして、補償金がすぐといつても、すぐ買えない。それだから、この物価の変動に應ずる修正率は、私が地価の変動率でなければできないといふのは、単にもうかりたいから言つていふわけ

じゃない。同じものが買えなければならぬ。少なくともそれは最低の、正当な補償の条件じゃないか。ほかにも私は幾つもそういう事例はありますよ、いまから申し上げると。まず一体大臣、これでもとの土地が買えますか。

○国務大臣(西村英一君)　結局、あなたの説を突き詰めていくと、やれぬといふことになる。たとへばここを取られるから隣に行きたい。そうして同じ商売をしたいといふようなことを、全部その主張をすれば、それはそれとおりのいかんわけですね。それは商売の点、生業の点についても同じでございます。したがって、十分といふことはわかりませんが、私はやはり失われたと等価のものを与えるのは当然だといふことは言えますが、それならば生業の点においても、商売の点においても、何でも等価の問題になるか、こういうことになりまして、いろいろこれは議論があるところでございます。しかし、値上りの点を見る。見るけれども、その隣の土地はもつと上がつていふじゃないかといふことを突き詰めていくと、全部同じといふことにはいかなければ、私は精神は失われたと同じやうな等価のものを、商売にしても同じですが、商売にしてもそれ以上の生業ができるようにやはり仕組んでやらないといふこと、これを言つていふので、個々の問題になれば、あなたの言ふやうな議論でなかなか困難になるといふことがあり得ると思ふのです。

○松永忠二君　そうすると、大臣も少し問題があるといふことは意識をされておられると思ふのです。だから、私がさっき聞いたのは、お互いに前の所有している土地が買えるとか、前の生活条件とあまり差のないものができるといふのはこれはあたりまえだ、それすら要望に沿えないことでは困つたことで、だから、具体的には物価の変動に應ずる修正率といふことを言つていふけれども、やはりそういう点についてはよほど――ただ、いま局長が言ふやうに、消費者物価とか卸売物価の変動率をどうこうといふだけじゃ片づかない要素があるといふことを考えてもらつて、今後

そういうものをつくる場合に、そういうことを十分考へておかなければいかん。われわれがこの法律に反対したりなんかする理由の中には、やはりこれがあるのですが、これじゃおかしいじゃないか。

それからもう一歩話を進めます。それじゃ、生活補償というものが一体——かえ地をもらいたい、もとの面積だけほかのところへかえ地をもらいたいというものを請求できることになっていきます。ところが、生活補償なんていうことは、これにはひとつも出てはいないでしょう。公共用地取得の特別措置の中には生活補償の問題が出てくるのに、これには生活補償が全然ない。かえ地の補償というのが出てくるだけだ。こうなってくると、これまたこれはちょっと困るな、こういう気持ちになってくるわけですね。生活補償のことは触れてないのだから、それから、こうなってくると、私は、要望としてはどういう御要望が出てくるのかという、かえ地をほしい、まあ俗に言えば値が高くて買ってもらえないのだから、いいそれならかえ地をよこしてくれ、それなら早く提供しなさい、うよという話になってくる、事情になってくると、かえ地はますます要求が出てくるわけですね。じゃ、かえ地に充てることのできるような、土地収用委員会が充実をされ、組織をされているのかどうかということになると、これもまた問題ですね。だから、私はこの状況を、こういうものが適用されてくれば、かえ地要求というのは非常に多くなってくるだろう。それに充てるだけのものがなければできないというのの一つですね。そういうことを質問するのが一つと、それからもう一つは、生活補償というのを全然この中に入れぬのはどういうわけだ、こういうことはどうなんだというのを、大臣からひとつお聞かせをいただきたい。

○国務大臣(西村英一君) 収用法のほかに項目にあるようございしますから、計画局長に説明させていただきます。

○政府委員(志村清一君) かえ地の問題でございますが、確かに、町の中などにおきまして道路をつくって、拡張するということ等によって用地を収用されまして、かえ地の提供が非常にむずかしいというところは事実でございます。また、大住宅団地というふうなもので相当大規模に行なわれますと、そこにおける土地を全部収用されてしまふ、あとの生活のめどが立たぬというふうな問題が出てくることも事実でございます。それらの点につきましては、現在の法律としましては、市街地改造法とかあるいは新住宅市街地開発法というふうなことで、もとの所有者に還元譲渡するなり、あるいは、土地をいわば立体的に建物で提供するというような制度を考えて進めておるわけでございます。再開発法につきましましては、もつと広範な立場でやりやすくしようということでも、このたび都市再開発法案を上げているのも、その努力の一つでございます。また、相当大規模な事業、大きなダム事業とかあるいは新幹線あるいは幹線道路というふうな大事業につきましましては、生活に激変を及ぼす問題がございます。生活環境に大きな変化を生ずるおそれがあるわけでございます。これらにつきましては、先生御指摘のとおり、土地収用法におきまして、知事さんに申し出ることにして生活再建対策をいろいろ考へていこうという制度があるわけでございますが、この一般の法律、収用法、一般収用法の場合におきまして、いわば生活補償といったようなものがなく、いかにいかに、そうではないのでございまして、収用法の八十八条に通過の規定がございますが、この通過の規定によりまして、いわゆる土地とかそういうものの補償のほかに、農業をやめねばならぬ離作料、あるいは農業の規模が小さくなるというに伴う損失、あるいは営業を休止せねばならぬ、あるいは廃止せねばならぬならぬ、あるいはお得意先を失うといったような営業上の損失、あるいは建物の移転による賃貸料——家主さんに対する賃貸料の補償とか、いろいろな問題につきましまして通常受ける損失につきま

しては、手当てをいたしているわけでございます。これらの詳細につきましては、公共用地補償基準というのが閣議で決定になりまして、さらに具体的に、たとえば山の中におけるウサギをとつたりあるいはワラビをとつたりしているというふうなものにつきましても、権利として熟するものについては、天恵物補償というところで補償の規定を置くというふうな手当てをいたしまして、そういうものを総合いたしますと、生活の再建ができるというたてまえにいたしておるわけでございます。

○松永忠二君 かえ地問題について大臣にひとつお聞かせ願ひます。

○国務大臣(西村英一君) かえ地問題は非常にむずかしい問題ですが、この収用法に関するものは、私も詳しくありませんけれども、その失われた、収用された人は、結局その起業者の持つておる土地は請求できるわけですね、その起業者の持つておる土地は。しかし、その他の土地については、やはり金銭をもって対抗することになるので、かえ地というものはやっぱり自分が見つけなければならぬ。しかし、そのあつせんをの労をとるといふようなことはできませんけれども、法律上はやはり金銭をもって対抗することになるのであつて、ただし起業者の有する土地についてはそれを請求することができると、こういうふうにして土地収用法はなつておるのですが、ますます今後はかえ地の問題はひんびんに起るであらうということは、十分想像ができるわけでございます。これはあくまで法律的法ではなくて、やっぱりあつせんをの労をとる、こういうふうなことにしなければならぬと思ふのです。

○松永忠二君 先ほどいろいろ法律でもあるのだというお話です、それからここにやっぱりその損失補償基準というのがあるけれども、これは別に法律で書いたことではなくて——これに相当するまかくあります。しかしこれだけやっぱり法改正をしていくということになれば、生活補償とかあるいはそういう問題で明確にうたつてくるとい

うようなことのはうが、やっぱり正しいのではない。公共用地取得の場合でも、明確にそうして出ているわけなんですよ。先ほどのとおり、強権を強化するのではありません、いい法律をつくるのですと、こう言うなら、こういうことをわかるものをこさえてきたらいいと思ふのですよ、そういう項目のあるものを。だからそういうこと言っているのであつて、私はやっぱりこの法律についてなお検討をする不備なものもあるということとを言っている。それから同時に、かえ地の要求が多くなる。かえ地については従来どおり、別に強化されていなければ弱めてもいいけれども、なお強化するぐらいのことを考えてみるし、これに充てるだけのつまり土地収用委員会の組織づくりについても、責任を持つてやらないといふかぬ。これはとても土地収用委員会では足らぬという結果になってくるということに私はなると思ふので、こういう点を大臣ひとつ考へていただきたい。

そこでなお、時間ありませんから、ひとつさつきこういうことを言いましたね。補償金の支払い請求があれば、起業者のはうでその補償金の支払い請求に応じて金を出しますと言つていますね。起業者がたとえ国であり、あるいは市町村であるという場合、それは幾らでも応ずることができたらうか。たとえば東名高速道路の事業認定が出たからといってできるのか、パイパスの事業認定が出たからといってパイパスをつくる金があるのか、それだけの予算的裏づけを持つて、こういうことを言っているのか。もしそうでないといふれば、これを出しているように、手続保留地というものをつくるわけですね。ここにすぐ手をつけますが、これは保留しますという手続保留地というふうなものを、そこで今度は、保留地については、手続開始したときが事業認定の時刻だと考へて、そこで価格の正当な評価をするというわけですね。そうすると、この間にはまた距離がある、一年あるいは二年。これはこの期間を規定している。そうなつてくるとすよ、今度は同じ事業認定をした区域の中で、初め買

た人は初めだから価格が安い。事業認定を保留されて、事業認定を開始される。その保留が開始されるこの期間に土地はうんと上がってしまうわけだから、この土地についてはこの当時の値段で買おう。これは法律にちゃんとそうなっている。そうすると、同一区域の中でもこの地価が、買う値段が差がある。それじゃあそれをやめて同一の値段で買おうとすれば、それだけ金があるのかどうか。要求されたら、事業認定が出たら、すぐ一体、それじゃあパイパスならパイパスのところみな買えますか。とも五カ年かかって用地を買収して、ちよつと手をつけようなんと言っているのに、そういうことは、補償金の支払い請求がありまから、ありますからと言つてそういう話だけれども、一体そんなことが予算上できるのかどうかというのをひとつお聞きをしたい。

もう一つは、同じところが手続保留をしなればできない。一度に買えないから結局ここから手をつけるということをやつて、それから次に手続保留する、また開始をする、し直すということになると、今度は買う値段が違ってくる。こういうことになる、同じところでも差ができるじゃないか。ますます今度は買った人は、もとのものを買いたくても買えないというようになる。こういうことについては、どういう見通しと自信があるのか。これは私はほんとうは大臣にこういうことは、大臣もお忙しいでしょうけれども、この中の一番大事なところだと思ふのですよ、ここは。こういうところは、なぜこんなに長い間いろいろ審議時間にかかるかということ、そういうところいろいろ問題があるのですね、だからこういう点については、大臣としても少しやはり御承知をされて、大臣御自身としてその考えられ方を述べられるということの態度がほしいと思うから、私は大臣に聞くわけですよ。仕事の面から局長が答えるというなら、別に拒否するわけじゃありませんけれども、こういう面があるということについては、大臣ひとつ聞いておいてもらいたい。それについて大臣御承知でいやこれはこう

なるというお話があるならお話をいただし、また局長からでもつけこうですがこの点をひとつ……。

○国務大臣(西村英一君) それは事業認定してから買収する権利が請求したらできるんですから、その予算がないとは私は言えないのであります。事業の仕事全部じゃないんですから、全部の予算じゃないのですから、その用地費しか用地費の一部分でございまして、全部の人が土地収用法でやるというわけでもないのですから、これ予算あつたときありませんと言つていけません。また予算は用意してからやるべきであると、当然私考するわけでございます。

○政府委員(志村清一君) ただいまお話にございまして、もし補償金の支払い請求がございまして、予算がない、払わないということになりますと、日歩五銭という非常に高い金利がつくとつくわけにございまして、とても起業者としてはそういうことに耐えられないと思ひます。もちろん国でありましても、起業者のほうが市町村でありましても、そういういわば罰則的な加算金というものによりましてとても払い切れません。また、予算も確保していかなければならぬということ、大臣おっしゃつたとおりでございまして、ただ、たとえば一級国道一号线というように東京から大阪に至る道路、これをやるという全体を一つの事業として事業認定をするというわけにはなかなかまいらぬことは、先生御承知のとおりでございまして。ただ非常に大規模な事業としては、継続事業としてあるわけにございまして、その全体を一ぺんに必ずしも事業認定ができかねる場合がある。しかし、それぞれの事業認定を、事業といたしましては、まとまつた単位で公益を実現し得る範囲というふうなことでなければならぬことは当然でございまして。しかしそういう場合、まとまつた単位で公益を実現し得る範囲の事業につきましても、実際の事業施行等から申しますと、その性格や規模や工事施行の段取り等考えますと、相当大きな事業につきましても、長期継続的に行

なわざるを得ない。事業認定を受けましても、直ちに用地を取得するというわけには必ずしもまいらぬ。地元の方々も、その土地を御利用になつたほうがかえつていいという場合もあるわけにございまして。そういう意味で、そういう場合には手続保留という制度を例外的に考えたかどうか、こういうふうなことをしておるわけにございまして。ただその際には、手続が保留中でございまして、その土地につきましても、いまだに補償金の支払い請求権がございまして、したがって、保留地につきましても一般の事業認定と違ひまして、補償金をすぐくぐらうと言つていけません。一般の事業認定を受けた土地につきましても、地主さんは補償金の支払い請求権がございまして、それは事業認定時の価格に若干の物価修正をしましてすぐにもらえるわけにございまして、それによつて従前の状況に應じたような土地は買えるけれども、手続保留地につきましても、それが解除されたら直ちに補償金の支払い請求ができるというふうなたてまえにいたしてゐるわけにございまして。そういう制度によりましてバランスを保つていきたい、かように考えてゐるわけにございまして、手続保留制度はいずれにいたしましても、いづれは例外的な事態と考へてよろしうございします。

○松永忠二君 私の申ししたのは、いま手続保留という問題もある。手続保留を、今度は事業を開始するときには事業認定とするから価格が上がつてきてそのときの地価になる。だから同じ事業認定の仕事の中で格差が出てくる、あとの人たちはああいふふうを買つてもらつたという声も出る。それから全部やろうとすれば、金を全部持つていなければならぬ、そういう困難な点があるということ、今度法律を改正してから困難になつた。結局、開発利益というものを認めて、いままでのようなやり方にしていけば、別にそんなむづかしい問題はないわけですね。だから、そういう問題が出てきてゐるということ、考へてみなければ

できないわけですよ。だから、これまた要するに非常にむづかしい面が出てくるのです。で、さっきの話のとおり前と同じものを買えなくなる条件というものがあつてみたり、同じところで、お前いいけれどもおらあばか見たという言い方も、そこに出てくる可能性があるということ、まあ十分ひとつ考へてもらいたいと思ふのです。そこで、一体、こういうことを言う人があるけれども、これについてはどうお考えになるのですか。

損害の損失という算定は、その発生するときに行なわれるべきものであつて、権利喪失のときをもつて基準とする、権利が喪失されたときに損害の算出をするのが、これが現行法律制度の原則だ。しかも、これはヨーロッパや諸国でも守られてゐる。こういう原則であるのに、事業認定後の値上がり直ちに否定をしてしまふような補償の原則が合理的だと称することについては、これは考え違ひじゃないかということも言う人もあるわけですよ。とにかく権利が喪失されたときに損害の損失を算定するというのが、現行法のすべての原則だ、こういうわけですよ。しかも、それは諸外国でも認められてゐる法律の一つの原則であるのに、開発利益をやらぬのだ、そういうことをする補償の原則を立てることが合理的なんだという理屈はおかしいということも言う人があるわけなんです。これはこういうことについては、一体どういふふうな説明をされるのですか、これはひとつちよつとお聞かせをいただきたい。

○政府委員(志村清一君) 先生、諸外国の例にもないというお話でございまして、各国によりましてこの取用制度につきましても、現在のわが国の制度とはだいぶ違つた傾向をとつております。アメリカなどはそれが……

○松永忠二君 外国のはいから、その理屈をひとつ聞かしてください。

○政府委員(志村清一君) イタリアとフランスの例をちよつと申し上げますと、イタリアとフランスなどは事業認定ではなくて、イタリアのごときは事業認定ではなくて、計画をきめたときの前の固

定資産税の何年間の評価額平均で買うのだ、開発利益を全く排除するというようなたてまえをとっており。フランスの収用法におきまして、ややそれに類似したとして、事業認定を受けた何年か前の価格でもって評価するという制度がございます。学者いろいろのことをおっしゃいます、そういう例もあるということだけ申し上げたいと思ひますが、確かにその点は、そういうようなお説もごもっともでございますが、土地の問題でございますが、まあ収用法で事業認定をされまします、確かにその土地が確定いたしました、収用——まあいわば運命づけられるわけでござい

ます。その際におきましては、いわばそこまでは、要は起業利益、まあその土地が鉄道の駅舎になるというところと土地が上がる。そういう起業利益を反映した近傍地の土地の価格と同じような値段に起業地もなると思ひますので、そこが事業認定を受けたということになります、そのほかのものには使えない。駅舎の敷地以外には使えないわけであり。そういうような意味において近傍地とだいたい性格も異なっており。それらを物価修正することによりまして裁決時の価格に引き直すわけでございますから、ある意味におきましては、ただいまの学者の御意見とあまり隔りのないという解釈もできようかと存じます。

○松永忠二君　そういうことを一つの原則を相当認めてのあれなんだという御説明ですね。そこで正当な補償という面からいっても、まだ聞きたいこともたくさんありますが、これはひとつとまとめて、この点だけひとつあれですが、公正な地価の評価が収用委員会であるかどうかというところが一つ、さっき言った信頼感の問題であるわけですが、それから公正な地価を評価するには、その資料が不備じゃないか。たとえば不動産研究所のような民間の地価のものを調査をとらなければできない。もっと建設省自身として、あるいはまたそういう政府としての、そういうふうな地価の評価というもののが公的になされる機関がなければできないのじゃないか。特に土地収用委員会が鑑定士という

ものをたよりにしてただそれだけでやる。それだから公平だ、適正とはいえないのじゃないか。土地収用委員会がこういうように充実されてきて、土地評価のこれだけの客観的な研究もできてきて、そうしてそういうものを基盤にしている。この点については、まだ不安が十分残っている。こういう点については、やはり大臣今後十分努力してもらわなければいけないと思ひます。この点をお聞きしておいて、もう一つで終わりたいと思ひますが、この点ひとつお聞かせください。

○国務大臣(西村英一君)　公正な地価、正当な地価、これはなかなかむずかしいと思ひます、あらゆる点から考へて。しかし数人の収用委員の方々がやっぱりあらゆる面から詰めて、そして考へられておられるのだと思ひます。もちろん統計等も必要でございましょうけれども、きのうの飯沼さんの意見も、やはりそうだったのです。こういう中でどうやるのだということをやらないうで、あくまでも数人の方々が知恵をしぼって正當にきめたものが、正當な地価だということにしかならないのじゃないかと私は思ひます。しかしいま申しましたように、それを理論的に詰めていくという努力は、十分しなければならぬ、かように考へております。

○松永忠二君　そういう点について事実まだ聞かぬですが、土地収用法の、たとえば専従を置いているところは、その財源は結局地方持ちでしよう。一般的な交付税の配付があつたとしても、そういうものについては地方持ちです。こういう財源措置を充実してやらなければいけないと思ひます。それから僕は、土地収用委員会が資料として使つて、資料を整備してやるといふことはつとめだと思ひます。そういうものも民間の者にたよつていて、それで公正なものは判断できまつか、公正なものにはむずかしいので三人で集まつて相談してくれまつかということでは、それはますます信頼がないと思ひます、この点は今後の努力点だと思

うのです。そこで私は地価対策としてこういうふうなことをやられる。収用される者からいふと、そのほかの地価対策は強力に行なわれているという認識の中でこれが行なわれるというならば、これはまたそこにもあると思ひます。ところが、それと地価対策として強力にやれと言われているものは、たとえば土地利用計画を確立しようということ、これについては、もう私は都市計画法で一部とか考へてきているのだから、努力されているというふうな点は言えるわけでしょう。あるいはまた物価懇談会あたりが言っている宅地の大量供給、こういう点についても、私はここにもいろいろ資料を出していますが、四

十一年、四十二年とふえたのはたつた二百ヘクタールですよ、全部で増加したのは。その答申にはここ一、二年の間、東京都の付近で三千ヘクタールの単位のものも五カ所ぐらいつくることが、大量供給して地価の安定になるのじゃないかという答申をしていますが、これは新聞にも相当出た。ところが、そういう宅地大量供給という点について、なるほどわかるというだけのことも十分にできていない。土地の利用計画の確立という点についても、一部努力はあるとしても、これは都市の周辺だけになって、全般的にどうするといふふうなこともない。そういう中で、つまりこの改正によつて被収用者は土地を公共のためといふことで提供せにやできぬことになってくるわけですね。そこで、私は土地収用法の手續を簡素化し、迅速化するといふ必要はあると思ひます。だから、そういう法律改正をすればいいことであつて、そうしてまた開発の還元、一般から還元する立法措置といふものがまず先にやられるといふことも一つの条件です。それからもしも、さっきから話が盛んに出ていますが、おっしゃるとおり、公共事業といふものは何万件ある中で、この裁定に持ち込ん

でくる件数といふものは、ここにも出ておりましたが、ほんのわずかな数です。事業認定をしたのが五百二十件、その中で裁定の件数は九十八件ですね。公共事業といふものが五、六万件ある中

ではんのわずかな事業認定をし、最後に裁決に持つていったのは九十八件です。この中でたしてごね得をしているやつが幾つあるかといふと、またこの中から下がってくるわけでしょう。それを防ぐためにこういう改正をしようといふなら、もしそういうものがあるなら、それはいまある法律の中の公共用地の取得特別措置法といふところをもっと対象を少し広げて、そのところでやつたらいじやないですか、そんなわずかのものに対して適用することなら、こんな根本のこういう法律を変えようといふならば、この中で変えべきものはもっと迅速にやる、手續を簡素化するといふことはこの法律でやつても、これはいいと思ひけれども、そうでないごね得をなくすといふのはんのわずかのものを対象とするものならば、公共用地取得の特別措置法の一部を改正をしてそこでやつていったら、できないことはないじやないですか。そういうことをやらずに、一般のこの法律をそのままいじつてきて、それでしかもさつき言うとおりの、片方では一般開発利益は野放しだ。そういう中でこれで引き締めていこうとするから、結局、問題がでさう。だから、むしろこんなもので、これ一本でやるなら、私は迅速、簡素化といふことには賛成だ。確かにそういうことは必要だ。しかし、いま言うとおりの、開発利益を吸収して買ふことはまずい、こうおっしゃるなら、それはこういうほんのわずかなところへ出てきてい

る、一つの話し合ひでやります、話し合ひでやるといつていますから、おっしゃるとおり、最後のところでしょうというわけですが、これは、最後のところなら、そんな件数なら公共用地の特別措置法でやつたらどうだ。それで準備がちゃんとできたとところで、そこで初めてこういう他の開発利益も吸収することはちゃんと法的措置もできてい

る。こういう均衡がちゃんとできた、また、宅地造成も大量にやつてい、土地利用計画も出てきてい、こういう中であなたたちもこういうことは必要なんだといふことで出てくることには、ぼくはそんなあはれはない。全然つまり逆じやない

か、やること。そういうつまり考え方というものが私たちは成り立つと思つてゐるのですよ、これは。だからこういう点の理論もあるということ、を十分ひとつ考へてもらつて、そうしてやっぱり念を押して、なおかつ慎重にやつていかなきゃできないものについては、ひとつ運営の面できしつと措置をしていくというようなことは、ますます必要だという点をまあお話をすると一緒に、私たち社会党としての考え方というのは、そういうふうな考え方があるわけなんです。それでまあそういう点を申し上げて、そして質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(西村英一君) 十分話はわかりました。けれどもやはりわずかなことという事で、すね。このわずかなというやつが非常なむづかしいとおつて、そのためになとえれば相当早目に公共用地に使用できなかったというやうな例も私は知つております。わずかなことで数年待たされたとか、まあいろいろあるわけなんです。したがひまして、今回の改正は、私は従来の足らないところを補つて十分効果を發揮すると思つてゐる。ただ、やはり松永さんと言われましたように、運用の面について特に考へなければならぬことは、さういふいろいろな御指摘があつたとおつて、まあどちらかと申しますと、さうくばらんに申しますと、むしろ社会党の方々に推進してもらへばもつといいという気持ちがあるわけなんです。いろいろ意見が違ふところがあるのでございしますが、運用につきましては、あくまでひとつ強権を發動して取り上げるのだというやうな思想を持たせないで、公共事業をスムーズにやりたい、開発利益を合理的にやりたい、こういう趣旨であるというところをお答えをいたす次第でございします。

○委員長(藤田進君) この際、おはかりいたします。両法案審査のため、必要な場合は首都高速道路

公団の役員を参考人として出席を求めるとして、その取り扱いを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○鈴木一弘君 これは建設大臣に、いままでの考え方では、土地収用の場合には被収用者がしんぱうしなければならぬ。そういうものは事業に必要土地を取られるというだけであつて、そのほかにはさういふしんぱうする義務はない。このように考へられていたのですが、今回の改正案で、被収用者は公共のためにたゞ財産上の負担だけじゃなくて、財産の額の上の負担にも忍びずべきである、こういうふうに変つてきております。

こうなつてくると、一種の公益優先、悪く言えば滅私奉公というやうな精神が非常に強いと思つてゐる。それが、さういふ変化が考へられるということ、は、何が原因か。いままではご納得のほのかのこと、いろいろ出ておりましたけれども、私も言つて、もつといわゆる滅私奉公ならば国民よりも求めるべきものがあつたと思つてゐる。その点について、どういふ根拠からさう考へ方が変わったか。提案理由にも言われておりますけれども、さらに詳しくお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(西村英一君) やはり、この社会開発を進めなければならぬ。そうすると、やはりどうしても公共的な施設が非常にたくさん起るわけでございます。したがひまして、その公共の仕事をやればスムーズに進めたい。ところがいままでの収用法の運用によつてみますと、必ずしもスムーズでない。ことにまた何と申しますか、土地の問題は諸外国の例をいろいろ引き合ひにも出されまふけれども、やっぱり諸外国と日本は土地に対する觀念が非常に違つてございします。したがひまして、なかなかいろいろ問題が起る

と思つてございします。しかし一般的なやつば議論をいたしました。やはりもちろん私権もこれは尊重しなければならぬけれども、それと調和のとれた公益のためにやはりさらに考へなければならぬというところは、一般的常識になつておるうと思つております。またさうして、いろいろ施設がでます場合、そのための地価の値上がり、いわゆる開発利益というやうなものももう少し合理的にこれはやるべきではないか。いわゆる不当な所得になつておるのではないかと、うことも頭に置きつつ、今回の改正をしたわけでございます。しかし、それならば収用される以外の人も同じことじゃないかという議論がございするが、これにつきましては、税制一般でさらに検討をして、それに対して手を打つていきたい。かように思つて今回提案をいたしましたやうな次第でございします。

○鈴木一弘君 提案理由の中には、いわゆるご得の弊害を生じ、早期買収について協力を得ることが困難である、これが一つの今回の理由になつてゐるわけなんです。ところが、これは言いかえれば、事業のために自分の所有してゐる土地が公共用地として必要になれば、所有者の有無を言はずということにならなうか。事業者の言ひやうにやれ、さういふことでなければ所有者のいふやうなご得をするというところはあつたと思ひます。さういふことをやつてもむだであるというところを知らしめるということが、一つの大きな底意のやうに今回の改正は思つてゐるわけなんです。むしろ補償云々の金額、あるいはご得の防止ということも一つのねらいだと思ひますが、私はきょう特に国有財産局のほうから来ていただいたのは、いままでの公共用地の取得についても、確かに公共用地の取得があつた。しかし、このご得以上に何となく違法性があるというふうに感じられる問題があるわけなんです。それできょう来てもらったのですけれども、さういふやうなご得というところは、それはただ横行でいふまゝでございするからそれをなくさうというのじゃなくて、もっと経済政策的にも

社会政策的にも、ご得をなくすやうな方法をとりとるか、あるいはさうでなければ、まず国が違法性のあるやうなおそれのある土地については、違法性というものを全然ないやうにして取得をしていくとか、さういふことを姿勢を正してやるということが大事じゃないか。私はさう思つてゐる。その点大臣どうお考えですか。

○国務大臣(西村英一君) ちょっと御質問の趣旨がわかりませんけれども、違法性、国で持つてゐるものについての違法性、国有財産等を何か違法に使つてゐるのじゃないかというやうな質問に受け取りますが、さういふやうなことは、それはかりそめにもあつてはならぬと思ひます。したがひまして、もう少し質問の趣旨がわかりましたら答へいたします。

○鈴木一弘君 まず、これはチャペルセンターの問題について伺ひたいのですが、あつては首都高速道路に現在なつております。憲法の第二十条に信教の自由のところで、いかなる宗教団体も、国から特権を受けず、あるいはさういふことがうたわれておりますが、特権が付与されてゐたと思はれる土地なんです。その土地について十二分の補償を考へたというふうには私は受け取つたのでございしますけれども、その点はどうお考えですか。

○政府委員(志村清一君) 元チャペルセンターの敷地としては、その当時靖国神社が建物を持ち、その土地を使用していたところに首都高速道路が通ることになりました。その間の補償の問題があつたことは承知いたしております。ただ、その際の補償もいわば正当な補償と申しますか、その分だけを出した、かように承知いたしてゐる次第でございします。

○鈴木一弘君 首都高速道路公団に伺ひたいのですが、この道路のところにかりまして、一億何十萬円という使用権の補償そのほかをなしてございしますけれども、その補償する際に、これはどこに對してやられたわけですか、補償は。

○参考人(飯田逸治郎君) ただいまお話のありましたように、霞ヶ関一丁目二番地五に元チャペルセンターがございました。あそこがたまたま高速道路三号線の道路の一部にかかることになる。この土地はすでに御案内のように、大蔵省の普通財産でございます。その上に靖国神社が建物を所有いたしております。したがって、公団といましては、その使用権に対する補償と、それからかかります建物の一部、それから切り取り改造についての補償をいたしたのでございます。いずれも権利あるものと認めまして、補償いたしたのでございます。

○鈴木一弘君 公団のほうに伺いたいんですけども、これは国との契約書が靖国神社との間にきちとなされておったということなんです。それは確認されているんですか、いいんですか。

○参考人(飯田逸治郎君) 国の普通財産でございましたが、その上に靖国神社が建物を所有いたしておりました。しかもそれはすでに登記がされておるのでございます。したがって、正式の権利あるものとして認めたのでございます。

○鈴木一弘君 私の聞いているのは、そういうことじゃないのです。登記をされていることは、登記簿見ればすぐわかる。そういうことじゃなくて、一体それじゃ大蔵省の普通財産、その公共地を靖国神社が使用していたということで使用権を払ったというならば、靖国神社と国との間に、国有財産の使用に関する貸し付けの契約というものがなされなければならない。その契約書はきちとござらんになり、入手をして、その上でおやりになったんですか、そうじゃなかったんですかと聞いているのです。

○参考人(飯田逸治郎君) この建物の所有権の経緯といいますが、そういうものについてはいろいろございまして、最初に恩賜財団陸海軍集会所でございまして、それが所有してございましたものを、その後靖国神社のほうに正式に譲渡して、靖国神社のほうでそれを正式に登記をいたしております。最初の財団が大蔵省から貸し付けを受けてお

るといふことは、過去の経緯から見まして、われわれはそのように認容しなければならぬというように考えております。したがって、靖国神社がやはり建物の所有権を持ち、正式に持つておる以上、そこには当然使用権がある。かように考えたのでございます。

○鈴木一弘君 どうして質問に対して答えてくれないんですか。それは恩賜財団の陸海軍集会所で、これが最初に建物を建てております。同時にとたんに贈与ということになっておりまして、譲渡じゃなくて贈与ですよ。そういうふうになっているのです。私が聞いているのは、それじゃ陸海軍集会所との間の契約書、国とのいわゆる貸し付けについての契約書であるとか、あるいは靖国神社との契約書をあなたはごらんになった上で支払ったのか、そうでないのかというのです。

それからもう一つは、土地の建物の建っているところだけの補償ですか、それとも借りていたところの、大蔵省が貸し付けていたところの、いわゆる今道路路にひかかった公用地に補償をしたのか、どっちなんですか。建物の建っているところだけの補償をやったのですか。

○参考人(飯田逸治郎君) これはもちろん建物の敷地だけでなく、建物を建てるためのいわゆる敷地、そういうものを含めたものでございます。○鈴木一弘君 前段の質問に対して、契約書はごらんにならないで、今回のいわゆる補償契約をおやりになったのですか。

○参考人(飯田逸治郎君) 契約書については、私もは見えておりませんが、過去の経緯から考えまして、これは当然使用権があるものと認めたのであります。

○鈴木一弘君 しかし、契約書はいつ変更になるかどうかかわからないじゃないですか。それを確認しないでもって土地を取得した、使用権を補償したということになる、ずいぶんおかしい話だと思ふ。私もきのうから国有財産局にこの契約書の写しをもらいたいと言ったのですが、いまだに出

いですぐ出てくるが、出てこないからぼくは何かあると思うのです。契約書も全然見ないで補償したということだと、はたして靖国神社に貸し付けであったのかないものかというこの確認は全然なされなかったということになるのです。そうすると、相当あいまいなたぶん「である」心配がないであらう、登記面でもう「だろ」という推定、憶測、そういうもので公団はいままでもいろいろな土地についての補償をやられたというふうにとられてもしょうがないのですけれども、特にこれは公用地ですよ、どうなんですか、それは。

○参考人(飯田逸治郎君) 先ほども申し上げましたように、本件の土地及び建物が靖国神社の所有権が移転いたしました。いままでの経緯等から見まして、われわれといたしましては、当然そこに社会通念上成熟した使用権あるものと、こういう考え方を持つておるのであります。

○鈴木一弘君 そうすると、社会通念上そういうふうな考え方で行くということになると、一々そういうようなものについて普通の土地、建物であれば登記簿を見れば大体わかります。担保に入っているかどうか全部わかりますが、国有財産の場合には、この中にはどこに貸し付けてあるか登記簿には出てこないから、契約書をとって、そしてその上に立つてやらなかったら、これは不明確なものにならざるを得ないでしょう。少し軽率だったと思いませんか、その点。

○参考人(飯田逸治郎君) 再三申し上げましたように、過去の建物の経緯等から考えまして、当然そこには社会通念上使用権があるものと認めたのであります。いまのところ軽率であったとは実は考えていないわけでありまして。

○鈴木一弘君 そういうことになると、国が契約していただであらうという推定だけでやることになりまして、今後いろいろな問題でずれ違いが起きるかもしれません、あるいは契約が解除になっているのを知らないでやったりということも起きやすいわけですよ。ですから、これは今後の問題になり

ますけれども、この問題についても一ぺん契約書をおとりになる、あるいは今後の問題についてもそのような国有財産に引つかかるようなときには、これが個人あるいは法人等に貸与されているときには、その契約書をおとりになる、そういう姿勢で臨まれるかどうか、また臨んでもらいたいと思ふんですが、答弁ひとつ。

○参考人(飯田逸治郎君) もちろん、われわれが一般の土地等の買収にあたりましては、でき得る限りの調査をいたしまして、権利の存在を確認する手続はいままでもとっておりますし、もちろん、今後といえども十分そういう手続をとりまして、遺憾のないようにしたいと思ひます。

○鈴木一弘君 いままでは手続をとっております。とってないから私言っているんですから、その点は厳重に反省してください。

それから、これはもう財産局長に、松永さんに伺いたいと思ふんです。この靖国神社との契約書というのはいくらなんですか。

○政府委員(松永勇君) 昨日あたりから、先生がそういう資料を出せということをおっしゃっている。閣下財務局にいま調べさせていただいてございまして、非常にたくさんの方のいろいろな証書書類の中から現在さがしておるわけでございますけれども、現在に至るところまで、実はまだ見つかっておりません。私、その報告を受けまして、どうも本件は契約書がないんじゃないか。と申しますのは、先ほどちょっと説明がありましたように、本件は昭和十五年旧陸軍から大蔵省に所管がえになった。そして昭和十六年に当時の大蔵省が恩賜財団陸海軍集会所というのに無償貸し付けいたしております。それが終戦の昭和二十年になりましてその集会所が解散し、軍人遺族クラブというものが設立された。それにその上物である建物が譲渡された。その後このクラブは解散に際して靖国神社に譲与した。それと引き続き米軍に提供されてきたと、こういう経緯をたどっております。したがって、当初の建物が建てられた当時、すなわち昭和十六年には無償貸し付

けという旧国有財産法の規定によつて無償貸し付けが続いておつたわけでございます。自後、終戦、それから米軍提供という期間を通じて変更をしましてまいりましたわけですが、現在どうも貸し付け契約をしていなかったんじゃないかと、これは私の、現在まで調べております段階で、どうも契約書が出てこないところからの推定でございます。

そこで、そういう契約書がないということをどう考えるかということになるかと思ひますが、国有財産につきまして、これは種々その国有財産の管理処分について、いろいろ国会の御指摘を受けました。私のほうとしては、自來、その管理の適正を期するようにいたしておりますが、終戦後のこういう期間に当然契約をすべきである、にかかわらず手続がとられてない、こういう性質のものを、私たちは手続未済の——契約未済というところでございしますが、手続未済のものである、しかし、いわゆる借地法あるいは民法の上からは当然契約はあるはずである、ただ契約書をつくる手続がとられてない、こういうような性質のものも他にございします。そういうものは手続未済ということで、これに対するような処理の進め方を定めて、管理の適正を期するように努力いたしております。こういう手続未済というようにものが本来あつては、私たちの職務としては遺憾な点でございまして、こういうものをなくするよう、いま最大限の努力をいたしておりますけれども、どうも本件はそういうものであつたのではないかと、これはまあ契約書がたゞいま私さがしたところ出てこなかったところから、一つの私の推測でございします。

○鈴木一弘君 建物の登記を見ましてもはつきりわかることは、昭和二十一年九月二十日に恩賜財団陸軍軍集会所がこの建物を建てております。同日——いま局長は、それから遺族クラブが使つた、それから靖国神社だと言われたのですが、それからではなくて、同じ日に靖国神社に贈与をされてゐるのです、登記面は、そうすると、当然こ

で本来ならば国の承認というのがなければ移動を——登記の移動でありますし、建物の贈与でありますし、そういう点は、国の承認がなければこれはできないわけですね。この辺の承認はあつたんでしようか、なかつたんでしようか。

○政府委員(松永勇君) これはその当時の、終戦直後の混乱期でございまして、そういう承認の申請が出たのか、出なかつたのか、そういうことは、現時点では実はわからないわけでございます。

○鈴木一弘君 すると、現在もこの土地については国は使用料を取っていない、無償で貸し付けという形になっておりますか。

○政府委員(松永勇君) 契約がなされていなかった——いや、契約はあつたといひましたが、事實上契約書の作成が行なわれていなかった関係から、使用料の徴収はなかつたのではないかと、なかつたか——これも推測でございします。まあ先ほど申しましたように、契約書があつたのか、なかつたのかというのをいま調べておる段階でございしますが、もしなかつたとなれば、使用料の徴収は行なつていなかったであらうというふうな推定はいたしております。

○鈴木一弘君 そうなつてくると、いま局長は「もし」ということを言われたですけどもね。まあ私もなかりうと思つたのです。そうなりまして、日本国憲法にいうところの、国が特権を付与してはならないというところに該当するわけですね。無償で社寺等に与えてゐるのについては昭和二十四年でしたか、二十二年かの法律でございまして、その法律によつて、これは有償で譲渡をするとか、あるいは無償で譲渡をするというところになつております。しかも、その有効期限はとうの昔に終わつております。社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律というのがあります、これは昭和二十二年の法律ということから出てきて、昭和三十三年に改正を見て、期限が切れたのを最後に延ばしてやつて、これですべて終わったということになっております。そうだと

すると、この法律にも違反をしてゐることになるというところにもなりますね。

○政府委員(松永勇君) 社寺に関する法律の違反ということではございません。それは社寺の法律は、そういう申し出があつた場合に、申請があつた場合に、国は無償あるいは半額で売るといふ法律でございしますから、まあその手続を本件はとらなかつたということであらうと思ひます。まあ違反という意味ではないと思ひます。

○鈴木一弘君 まあその法律が出たということ、憲法にはつきりと、いわゆる国は特権を付与してはならないというのがありますね。特権を付与してはならないということは——無償で貸し付けということは特権を付与したことになる。そういう土地であつてはならないから、このように、土地あるいはそのほかの理由でもって国が無償でもって現在譲与してゐるものについては、もともと神社の所有の土地もありまうので、それが明治のときに取り上げられたということもありまう。そういうところ、これを半額あるいは無償等で社寺に譲与するという法律が出たわけですね。ですから、言いかえれば、現在無償で、契約書が見つからない、ありません、しかも使用料も取つておりませんというところになれば、明らかに憲法違反であるということになつてくるわけですね。そういうものであるというふうに解釈していいですね。

○政府委員(松永勇君) 御承知のように、これは本件はすでに首都高速道路に処分をされて、現時点においては、そのいわゆる使用関係というものはございしません。ただ、ある期間においてそういう建物の敷地として使つておつたという期間があるわけでございます。それで、その期間の使用料を、いまのように貸し付け契約をしていないということになれば、おそらくは徴収をしていなかったであらうと推定をされるわけでございます。もしそういうことがわかりました場合に、過去にさかのぼつてその使用料をどうするかという問題があるわけでございますが、まあ憲法に違反するといふ問題は、実体論として、社寺等に国が特定のいわ

ゆる補助を与えるかどうかということが、憲法の禁止してゐるところだらうと思ひます。本件は、そういう実体論として社寺に、靖国神社に特別の恩典を与えたという結果になれば、これはやはり是正しなければならぬ、こういうふうな考へております。

○鈴木一弘君 国有財産法の二十四条には、普通財産を貸し付けた場合において、その貸し付け期間中に国または公共団体において必要を生じたとき、あるいはこの貸し付けたいわゆる使用目的のほかがだめになったときには、用途指定どおり行なわなければならない、解除することができるとなつてゐるわけですね。当然あそこが、チャペル・センターと靖国神社と距離が離れてゐますね。實際問題として、現在建物がないことになつてゐる。高速道路に引つつかつてくるのはその一部であります。まだほかの部分が残つてゐるというところになれば、当然これは国が解除をしなければならぬと思ひますが、その辺はどうですか。

○政府委員(松永勇君) お説のとおり、国有財産法二十四条は、そういう国が必要の場合には、特別の解除権というものを国有財産法は発動いたします。本件の場合、当然そういう方法で行なうというところもできたであらうということも想像されますが、ただ、本件はその方法をとらなかつたという、実質上の話し合いでもって、何と申しまうか、使用権を取り上げて道路をつくつたということになつておりますが、結果的には、国有財産法の二十四条の契約権の解除をいたしましても、それはただで解除してよろしいというのではございしませんで、二十五条以下に、その補償を行なう。行ない方も書いてございします。当然、正当なる権利の補償というものは行なうべきだ。まあ結論的に申しますと、いづれの方法をとつても正当なる補償はなすべきであつて、やり方が違つたであらう。この事例の場合には、国有財産法二十四条の解除権も使わないうで、首都高速道路公園のほうにおいて話し合いによる補償を行なつて、円満に解決したという事態になつてゐるのであらうと思

います。

○鈴木一弘君 二つの問題に分かれますけれども、その公共用地に貸し付けたところでありま

す。それは公共用地に貸し付けたところですね。そうであれば、当然国有財産の契約を解除しなければならぬわけですね。話し合いで事実上の解除になったであろうというふうな、そういうい

いかげんなことを言っているのですね、これは当然首都高速のほうでもこの契約を解除するというこ

とが、ひとつはつきりしておかなければいけな

かったと思うのです。そうしなければ、契約を解除しないで買収ということになると、買収

しましたけれども使用権は両方にあるみたい

な、変なふうになつてくる心配があるわけ

です。それから松永局長、三十条によつてはつきり

用途の指定というものがなされて、その用途の指

定どおりにならないときは、これを契約解除する

ことができるというわけですね。契約解除

が、実際には首都高速以外に使われております用

地があります、現在建物にはなかつたと思

うです。すでにチャペル・センターはない。そう

いったときに、この解除というものを、三十条の

ことから見ても、これはやらなければならぬと思

うのですが、その点はどうかになって

○政府委員(松永局長) ちよつといまのことにお

答へする前に、先生のお話ですと、二十四条で、

それは解除することができるとございまして、そ

この規定は三十九年の改正でございまして、本件

が問題になりました当時は、用途指定をしてい

ないで、そのままになっておつたという状態で

ございます。

○鈴木一弘君 いずれにしましても、非常にこれ

は大臣、聞いていておわかりになると思

いますが、契約書もない、そういうふうな国有財産

を無償で貸し付けたといへば、特権を付与したと

いうことにこれは憲法上ならざるを得ない。と

ういふやうなところでありまして、それを首都高速

が取得するときに、いわゆる公共用地としての契

約書も見なければ、その存在の有無も知らない

いうことでやつたので、そういう、一方で手

かりがあつて、しかも金額でいって一億何

百といふことになりまして、かなりの金額になつて

くるわけですね。そういうことが行なわれて

いることになると、私が先ほど申し上げた、違法

性の強い土地といふことになるおそれがある。そ

ういふことについて、少なくとも国——あるいは

首都高速になれば国と同じであります、受け取

るほうはそうとります。そのところは、土地を

取得するときに、筋を通さないで、はつきりした

契約といふものをきちつと整備しないで取得する

といふことは、大いに問題がある。そういうことが

続きますと、今度はこの盲点について、国有財産

を利用してあるいは不当なものを取得すること

も可能になつてくるわけでありまして、そういう

点、どのようにお考えですか。

○国務大臣(西村英一君) いまの質疑のやり取り

を聞いておられますと、非常に終戦時のどきどきで

あつて、いろいろなことが不明だといふことであ

りますが、正常に返つた今日、これは大蔵省の国

有財産局においても、ま公共用地に利用する私

たちにおきましても、そういうふうなことは絶対

にあつてはなりません。したがって、この点

ありますが、今後につきましては、十分留意をい

たしたい、かように考える次第でござい

○鈴木一弘君 このところの評価の算定はど

ういふうになされましたか。

○参考人(飯田逸治郎君) 本件の土地の評価につ

いてのお尋ねでございしますが、これはそれぞれ鑑

定士等の評価も依頼いたしました、その結果、

坪当たりいづゆる土地の価格を当時三十五万円と

いうふうな評価いたしました。その二割、七万

円が地上権といふわけで、使用権の価格といふこ

とで補償いたしております。

○鈴木一弘君 私は、これは大臣、はつきりと思

法違反のような感じがするところに対して、積算

の根拠はいまだ示されたとおりでありますけれど

も、総額で一億近いお金が払われたといふこと

について、非常に疑問を持つわけですね。憲法違反で

あれば当然のこと、有償、無償であつても、無償

の貸し付けであつたとすれば、新たに契約し直

して、国が取得する場合には、契約の解除を行な

つて、大蔵省のどこにも貸し付けてない普通財産に

して取得するほうが買収とか、そういう形態をと

るべきであつたと思ふ。そうすれば首都高速に

くとき、無償において貸し付けるといふこと

になつてくるわけですね。首都高速道路公団に対

しての国有地、国有財産については、無償で貸し

けることができるように国有財産法でなつて

いますから、そういうふうな筋を通すべきだと思

ふです。その点のところは、監督等は建設省とし

ては十二分におやりになつたのですか。

○国務大臣(西村英一君) 総務課長が来ており

ますから、当時の模様をよく知つてゐると思われ

ますから、説明させていただきます。

○委員長(藤田進君) 鈴木君よろしいですか。

○説明員(野崎清敏君) 私のほうでこの用地買収

に関係いたしましたいろいろな承知をいたして

おりますこと、簡単に御説明を申し上げたいと思

ふす。

現地につきましては、先ほどお話がございま

したように靖国神社の古い建物で、そこに建つて

おつたわけでありまして、首都高速がそれを買収

するにあたりまして、この建物の新設当初の事情、

その後の権利関係の推移をずっと考えますと、不

当物件といふふうには考えられないものでござ

いまして、したがって公共事業を施行いたしま

すためには、これを撤去するに際して損失を受け

る土地に関する権利の補償をしなければなら

ないといふことになるわけでございますが、ただ現

在、その時点におきまして適法な手続により

国有財産使用の許可がございせん。したが

いまして、借地権の発生といふことではないわけ

でございます。したがつて、借地権としての補償とい

ふことはできないわけでございます。しかしなが

ら、靖国神社自体が、この建物の所有権を

取得いたしました後に、その買収時点に至ります

で、その敷地につきまして直接または間接にこれは使

用、受益をしてゐるといふ事実をはつきりいた

しておるわけでございますので、民事上の使用貸借

による権利といふふうな考え方でも損失の補償を

することが必要であるといふふうな考え方を

ございまして、使用貸借に伴います補償につ

きまして、建設省の訓令により補償基準または公

共用地審議会会長から建設大臣への答申とい

ふなことで、使用貸借に関する補償のしかたが

いふ示されておるわけで、こゝにいたつたことを

基準にいたしまして、補償をいたしたわけ

でございます。したがって、国有財産自体の貸借

契約がございせん関係上、賃貸借契約がござ

いますれば、土地の価格の約六割程度を補償し

なければならなかつたであらうと考えられるわけ

でございますが、使用貸借といふふうな考

えまして、土地価格の二割程度の補償にとど

めておるわけ

○鈴木一弘君 私は二割程度でも多いと思

ふす。というのは、契約書がないのは不法占拠

といふことです。不法占拠したところまで

いふような補償を一億近くも出すといふこと

考えたつておかしい。しかも、これが神社としての祭典あるいは行事を行なうための必要な土地であるということならば、これはもう私はわかるのですけれども、そういう場所じや全然ないわけです。国会のまん前で、九段とうんと離れている。これはどう考えたつて、国民の側からすれば不法占拠であるとかとれない。そういう点で、これは私は徹底的に一度きちつとした態度というものを、建設省自体としても出していただきたい、こう思うわけですが。

○国務大臣(西村英一君) 私は、いま聞いておただけでは、これが違法であるように受け取れないのでございしますが、私もきょう初めて聞くことでございします。もうしばらく時間をかしていただいて調べてみたいと思ひます。そういうことがあつてはならないのは当然でございします。で、いろいろな点につきましてもう少し調べてみたい、かように思ひます。

○鈴木一弘君 で、これは資料として、契約書があるかないかわからないですから、あればあつたで契約書を提出していただきたい。軍人集会所に對するところの契約書、靖国神社に對するところの契約書、それから国と今回の首都高速との間に取かわされておられるところの契約書、そういうものがあるかどうか知りませんが、あるとすればそういうものを、なければそれでいいです。それをいただきたいと思います。それを委員長にはかつて、もしなければ、なぜなかったかという経緯をきちつと書いたものをいただきたい。

○委員長(藤田進君) それぞれ御答弁願ひます。○政府委員(松永勇君) 先ほどの貸し付け契約書の問題は、なお調べて、ございしたら提出いたします。なかつたらないということを御説明申し上げます。

○鈴木一弘君 経緯を出してください。○参考人(飯田逸治郎君) 公団のほうにおきましては、靖国神社に使用権がありという認定のもとにその使用権の消滅補償という形でいたしております。したがつて、国との関係はなくなるわけ

であります。

○鈴木一弘君 終わります。

○委員長(藤田進君) ちょっと私からお尋ねいたします。以上の質疑応答を聞いておりますと、まず第一に国有財産局長ですがね。私も多年の理解としては、大蔵省ももとより、この際は土地に關する契約、これは公法上の契約をなされる場合に、たとえ大蔵大臣といへども口頭でその土地は譲渡しようとか、あるいは土地の使用権を認めようとかいうことは許されないもので、それぞれ文書にし、かつ登記が完了されなければならぬ。そうして初めて権利の発生があるというふうに理解をしていただのですが、いまの、これは戦前といふことですね。これは幾ら終戦後のベニツク状態とはいひながら、やはりきちつと整理されておくべきものである。陸海軍人、軍属等が終戦時軍需物資を相当多量に持ち去つたとか、これ自体も違法な物資の摘発とか、問題はその後起こつたわけですが、そのようにちゃんと権利義務の關係は国の機構、機関である以上、登記がされてなければならぬ、これが第一点。いまでも口頭であり得るのか。また戦前ならばよかつたのか、私は文書でやつて初めてこれは権利が発生すると思ひます。

それから第二の点は、いま聞いておりますと、首都高速道路公団のほうで使用权として一億余の補償をされた。これは金額の多寡ではなくて、あるいは憲法論はさておいて、無償で、国がこの公共性なり何なりという基準で無償で貸与されてたとすれば、その貸与を受けておるものが第三者にそれ相当であらうとなかろうと、補償を取つてその権利を譲渡するといふようなことは起り得ないはずで、これは当然、大蔵省のこれに對するアプルールがなければならぬ。これは文書で、同時に首都高速道路公団自身が、名のように公団ですから、これは国の機関ですからね、うかつといへばうかつ。現在の補償というものも無効

といへば無効。その点は質問者の鈴木君も明確にしたいと言われておりますから、いづれ適當な機会、場所でおやりになるでしよが、とりあえず問題になりました点以上二点をお伺ひしておきたい。

○政府委員(松永勇君) 現在国有財産の處理にあたりまして、売り払い、貸し付けすべて口頭でやるといふことは、これはいたしてありません。必ず権利の移動を伴うものは文書による、という措置をとつております。本件、まあ先ほど終戦の混乱期といふことを申し上げましたけれども、本件も処分をする、つまり所有権を渡すといふことであつたならば、そういうことにはならなかつたやうと思ひますが、私どもの管理が當時十分でなかつたといふ一例になるかと思ひますけれども、貸し付け契約をしておいて、もちろんその貸し付け契約をいたします期間といふものが定められる。その期間が到来すると、当然その時点において新しい期間の更新の手続が、文書によって行なわれ

るといふのが通常でございします。またそうしなればならぬのでございします。ところが、この終戦のどさくさで、その従来の無償貸し付けから今度有償貸し付けに切りかわるといふ時点において、そういう手続が文書によつて行なわれなかつた、そのまゝ終戦のどさくさで過ぎてまいつたといふ点に、私たちは非常に反省しなければならぬ、手続が粗漏であつたといふ点を申し上げておるの

でございまして、一般的に国有財産が、そういう口頭なり何なりで行なわれているといふものではないでございせん。ただ、こういう事例があつたといふことで、まことに申しわけなく思つております。

○委員長(藤田進君) それから第二点ですね。国有財産局長、国有財産の扱いとして、無償で貸し付けたものがあるとするれば、それに、借りたものが、補償なり何なり金取つて譲つちまうといふことは、どうも国民の立場から言へば——これは地上権があつて建物があつたとかといふことなら別ですが。

○政府委員(松永勇君) 第二のお話は、実は首都高速のほうからかと思つたのですが、私たちが從來、こういう場合に、先ほど鈴木先生のお話にもありましたように、大蔵省で本人を立ちのかして

そうして無償で首都高速に提供したらいひじやないかというお話がございしました。私たちは、実はこれを本人を立ちのかせるためには、先ほど申しました国有財産法二十四条による解除権を行はして行なうといふことになりませんが、これに對しては、やはり財産権としての権利の補償を行なわなければならぬことは、この二十四条第二項に明示しております。やはり私どもとしても、そういう道路の何のときに、私のほうとしてそういう予算措置はなかなか講じられない。そこで、道路を実施する側である首都高速のほうでその補償はしてもらつたといふことを、通常從來やつております。で本件の場合でもその事例の一つだと思ひますが、無償で貸しつておつた、かつて。そういうものに権利の補償といふものをしなかつてもいいといふことになるかどうかと思ひますが、私は、先ほど申しましたように、本件は手続未済であつたけれども、不法占拠ではない、実体的には、その建物があり、その土地を使用する権利はあつたのですけれども、遺憾ながら、当時、貸し付け契約といふ文書による手続はとられていなか

つた。そういうものを立ちのかせるという場合に、その権利の額をどのように評価するか。これは公団が適正な評価をなさつたことだらうと思ひますが、それによつて本人を立ちのかしたといふものでございします。私のほうから見まして、本件の處理は、補償をしたこと自体が違法であるといふふうには考えておりません。

○委員長(藤田進君) これは時間とりますからね、事実認識、事実問題があなたのは違ひです。これは、ちょうど国会の前に進駐軍がいることはいかにも立法府として困るというので、私も議連の理事をやつまして、そうして米軍に交渉をさせて国会の前から立ちのき、そして立ちのき条

件をどうも国民の立場から言へば——これは地上権があつて建物があつたとかといふことなら別ですが。

件としては、これにかわるべき建物を建ててくれ
というお話、その線を押して出てもらって、あそ
こにだれもいなかった。進駐軍が入るためにあれ
はつくったようなものです。ですから、補償して
いるのは地上権というか、建物補償とかそうじゃ
なくて、何か使用権ということで出しているのだ
しょう。これはあなたの問題の把握とは違うと思
う。よく検討をしておいていただきたいと思います。
す。――続けますか。

○鈴木一弘君　これは質問私は留保しておきますから。

○瀬谷英行君 若干きのうの参考人の意見等に基づいて大臣にお聞きしてみたいと思うのですけれども、技術的に見ると、今度の取用法の改正というものは、きのうの参考人の意見の中にはなまぬるいという意見もあったし、また妥当であるという、こういう意見もあったのです。

この土地収用法の改正というのは、実にしばしばやっているわけですね、今日まで。こんなにめったやたらと手を加えているという法律は、ざらにないのではないかと気がするのです。しかし、これというのが、小手先細工にだけ終始しているからこういうことになるので、やはり建設省としては、お役所としてのつとめを果たすとい

う意味では、こんな改正も必要なのかもしれないけれども、根本的には、いままで何回も何回も言われてきて行なわれていない、たとえば土地利用計画といったような大所高所からの政策というものを思い切って実行しないことには、いつまでたつても、こういう取用法の部分的な改正をちびちびこれからも繰り返していくということが続けられるのではないかと思うのです。こういう点の心配ははたしてないのかどうか。今回の改正によってこれはもう今後この問題については心配はないというふううに断言できるのかどうか。大臣としてはどのようなお考えを持っているか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(西村英一君) 仰せのとおり、相当改正があるわけです。わずかに十四、五年前の法律でございしますが、しかしそれはですね、私はその改

正を一々見ておりませんが、やっぱり手続上のことが多かったのではないか。したがって、今回の土地収用法の何と申しますか性格が違ったというさいぜんの話もありましたが、そういうまあ大きい改正は、今回が初めてではないかと私は思いますので、したがって、この今回のような改正は、そうこれからたびたび行なわなければならないと、まあかように考えております。

それからもう一つ、この法律の改正の前にやる
ことがあるのじゃないかというようなことでござ
いますが、それはもちろん土地の問題につきまし
ては、多くの問題を控えておるわけでございま
す。その前後の關係は、それは多少あらうと思
いますけれども、すべてを整理してちゃんとやる
というようなことが、實際上不可能でございま
すので、やはりもう成案を得て、この納得がわれ
われのほうでいくというようなものを出したに
すぎないのであります。これよりも先に、開
発利益の税法の点において根本的なことを片づ
けて、というふうな議論もありますけれども、そ
れもなかなかむずかしいので、この法律の改
正になったわけでございまして、今後これがた
びたびというようなことは、根本的にはあま
り私は考えられないのでございします。

○瀬谷英行君 収用法の適用ですけれどもね、伝家の宝刀というか、最後の手というふうな感覚をわれわれ持っておったのですよ、土地収用法というのは、できれば土地収用法というものを使わないで、公共用地取得のためにスムーズに話し合いが行なわれるということが一番望ましいわけですよ。ところが、何回も何回もこれ土地収用法の法の改正を行なってきたということは、つまり法の適用をやりやすくするために行なわれてきたんだらうと思うのです。今後やはり最後の奥の手という考え方になるのか、それとも公共用地取得のために一つの土地収用法というものが利用される、一つの公共用地取得のための過程におけるルールとしてこれが用いられるという考え方になっているのかどうか。この法の適用についての考え方でですね、

いままでどおりこれからいく、変わるのか変わらないのか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(西村英一君) この法律の改正によつて、この法律の何といひますか、適用の事件が多くなるか多くならぬかということが一つあると思ひます。いままでの法律ですと、まあ公共事業の類に数によりましてが、年間は何千件ぐらいあつた。

この法律ができましたら、その適用が一体少なくなるのか多くなるのかというようなこと、それから今度は起業者が、この認定価格というものをきめていきますから、認定価格によって事業認定というものは、これは私はよく知りませんが、あらゆる公共事業について事業認定をびしゅっときめるものではない。話し合いをやれば、きめなくてもいいのですから。しかし今度は、事業認定を、公共事業はこの収用法を適用する、適用せぬいかにかわらず、事業認定の事業をびしゅっときめるんじゃないか、公共事業はそういうような変化があるのじゃないかというふうに考えられるわけでございます。詳しいことはひとつ計画局長に。その二点ですね。はたしてこれでもって適用される事件があるのかどうかということ、事業認定が、公共事業はいままではやっております。あ

らゆるものにやるわけがないんですから。ところが今度は事業認定を受けるのに、公共事業はやるんじゃないか、こういうように感じられますから、詳しいことは局長から……。

○政府委員（志村清一君） 瀬谷先生お話がございました土地収用法がいわゆる伝家の宝刀であつて、まあ言うことを聞かないやつはぶった切つてしまふんだというふうな觀念を、起業業者も土地所有者も両方持つておるといふことは、一部事実でございます。ただ、収用法は先生御存じのとおり二十六年の、戦後の改正によりまして、そういうふうな伝家の宝刀ではなくて、収用法をよく読んでいただきますとわかりますように、私権と公益との調整をはかる、いわば話し合いの場としての収用委員会を活用いたしております。また先ほども御

説明いたしましたように、収用委員会の審議だけではございませんで、あつせんなり協議なり、調停なりというような話し合いの場も、法律の中に持ち込んでいるわけでございまして、いわゆる言うこと聞かないやつは切ってしまうんだという伝家の宝刀ではないというように、私も考えております。ただ、あらゆる公共事業に関する用地問題の案件を、すべて収用委員会の裁決にまかすべき

であるかどうかということにつきましては、累次大臣も御説明申し上げておりますように、やはり話し合ひで解決がつけばお互いに満足し合つて、譲り合つて解決つくならばそれも望ましいことでございますので、必ずしもそのように考えていない。今後における収用法の事業認定ないし裁決の件数の推移はどうだろうかということにつきましては、先ほど御質問もございました、外国では喜んでということもございましたが、わが国におきましても、だいたい都市周辺とかその他のところでは起業者と土地所有者の間でああでもない、こうでもないと言ひ合ひするのはいやだと、むしろ公正な第三者である収用委員会にお願いしたいという声が、土地所有者の間でも出てきてまいっております。さような条件等が熟してまいりますと、事業認定あるいは収用案件ということも、ふえてく

るのではないかというふうに想定しているわけであります。

○瀬谷英行君 伝家の宝刀という考え方になると、収用法というのは、いわば医者でいえば手術室のような感じだった。この改正によって手術室という考え方から健康相談所的な考え方になってくるのかどうかですね。つまり公共用地取得といったような問題についての一つのルールですね。まあ軌道に乗ったルールというふうになれば、そのような考え方もできるわけなんです。しかし、そういう方向にこれからなるかどうかですね。それは収用法の改正だけで片がつくことじゃないと思いますけれども、やはり総合的な問題の解決ということと相まってでなければできないと思うんです。

だから今度は、大臣としては一体これは土地収用法という改正から言ふと、ほんとに技術的なものかもしれないけれども、政策的に考えてみた場合、これからは公共用地取得のためには、いろいろ問題が出てくると思うからその対象が、われわれが一般的にこの土地収用法の提案理由の説明から受けた感じでは、道路であるとか、鉄道であるとか、駅前広場であるとか、住宅団地であるとか、公園であるとか、そういうもののためにこの土地収用法を改正するかのよう受け取れるわけです。しかしそれが適用の範囲が、たとえば空港のたとえば反対の多い成田空港なんてことが、いま当面問題になっておりますけれども、採来国際空港などというものが、成田のほかに必要となってくるという事態もあるかもしれない、あるいは事実上は、米軍の使っている基地の拡張というように関係してくるというふうなこともあるかもしれない。ということになると、この土地収用法なるものが非席に使いやすいものとなってくることは、われわれとしても相当考えなければならぬことになってくるわけです。だから、対象というものをどのように限定できるのか、適用の対象というものが、十分に国民をして納得をさせるようなものとどまるかどうか、こういう心配もあるのですが、その点はどうか。

○国務大臣(西村英一君) この法律の改正で、特定の仕事に対してこれをどうしようというものであるとは私はありません。しかしやはり公共施設、公共事業というものは、年々歳々やらなければならぬと思っております。これはまた社会開発をやる上に、また国土の発展上当然なことでございます。従来よりも公共事業というものは今後も伸びるわけでございます。したがっていましてその場合に、その公共用地をあくまでやはり公正な価格で買いたい、公共用地を高く買うことは、やはり国民の税金の問題になるわけでございます。ですから、公共用地というものは安く買う必要はむしろないけれども、やっぱり公正な値段で買いたい

ということが、まあ一つでございます。もう一つは、やはりそのために起こる開発の用地は、いまのこの一般の人から感じますれば、土地を持っておる、座して不当な利益を得ておるじゃないかと、いうようなことがいままでもありました。今後このままの法律では、ますますそれがひどくなるのじゃないかと言われる。したがって、そういうようなことをチェックする意味におきまして、公共用地を公正な価格で買いたい。またそのために公共投資による公共の利益というものも、やはりでき得るだけ公平にそれを分配すべきだというふうな考え方で十分改正の理由はあつて、かように考えられるのでございます。

○瀬谷英行君 大臣がいまおっしゃったような趣旨であるならば、この土地収用法のこういう部分的な改正では事は足りないのではないかと気がするのです。だから土地を持てゐるというだけであつて、不労所得がふところに入ってくる、こういう人間が社会に存在するということは好ましくない、それから地価の高騰というものも阻止しなければならぬ、こういう考え方であるのか、ようにとれるわけです。そうしますと、やはりこの土地の利用計画というものをちゃんと、地価が上がる、つまり、なにもこんなに道路を広げるからとか、団地を建てるからとかいうことを言つても、急にその周辺の土地が値上がりするといつたようなことのないようにしておくことがあつた。何日か前にありました集中豪雨でもって相当被害が出ておりましたけれども、あの被害の出ているところは、がけの上とか下とか、普通人があまり買わないようなところを不動産業者が安く買つて、粗製乱造的に住宅を造成をしたといふところに相当問題があつたのじゃないか、現にそういう危険のあるところは集中豪雨が来た場合に、同じような目にあり可能性のあるところというのは、ずいぶん多いと思うのです。東京周辺でもあつた大阪周辺でも相当あるのじゃないかと思うの

です。運よく極端な集中豪雨というもののぶつからないから済んでいるというだけの話なんです。そういうところはやはり住宅難、日本の結局住宅政策というものが十分でないからその現象が出たんじゃないか。そうすると、そういう問題を考えた場合には、やはり住宅対策あるいは土地利用計画というものを万全を期していかなければならぬ。土地収用法の部分的拡大では問題は解決しないんじゃないかというふうに私は思ふんですけれども、その点は、特に建設大臣としては責任のあることなんでしょうから、一体これからどういうふうに対処しようとお考えになっておるのか、その点をお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(西村英一君) いろいろなことが相互関係にはりなるので、したがって、この法律の改正も一つは、たとえば宅地政策をやれといひましても、かりに三多摩なら三多摩にしても、宅地の造成をやる、そこに交通機関をつくらうといひても、やはり中で土地を買わなければならぬ、宅地政策はできましても、そこに交通施設をする場合にはやはり何らかの土地を買わなければならぬといふこと、その前にどうそれに対処していくかといふことがあるわけでございますから、まあ一つ一つ切り離していけないのでございまして、したがって、この法律とともに政府が考へておるのは、もうこの委員会にも土地の再開発法の法律も出してあります。それから都市計画法も出したわけでございます。それから、いま午前中に松永さんからいろいろお話ございました。この他の開発利益を一体どうするかといふような問題も、これもぜひとも解決しなければならぬ。少し前後関係がそれは事実あります。ありますけれども、すべてをちゃんと統一的にやるというところも、なかなかこれはむずかしいものでございまして、全部がやはり関連性を持つて土地問題を攻めていきたい、かように考えておる次第でございます。

○瀬谷英行君 この問題に限定して見た場合には、いま言われるような話で、突っ込んでみても突っ込みようがないような感じがするのです。しかし、今回の土地収用法の改正というのは、大局的に見た場合には、きのうちよつと言つたんですが、蚊取り線香の補充をやつておるような感じがするのです。どぶさらいもしないし、どぶの草もそのままにしておいて、蚊が出てしようがないから蚊取り線香をたくといふようなことであつて、これはどうも切りがないわけなんです。だからまあできるならば、この土地収用法の蚊取り線香なんかは必要としないような根本的な対策というところに力を入れたほうが、建設省としてのあり方として、私は正しいのじゃないか。それはまあ、非常に仕事が大き過ぎて容易じゃないということかもしれませんが、いままでだつて言われながら、容易じゃない、たいへんむずかしいといふことで過ぎてきたから、いつまでたつたつてこういう道路整備とか、土地収用とかこまごまとした後手に回るようなことばかりやつてい

る。なかなか私はこれでは、問題は根本的に解決しないのじゃないかという気がいたします。だから、西村さんも建設大臣をいまおやりになつていらっしゃるんだから、西村構想といふようなことで、むしろ土地収用法なんというものは手をつけなくたっていいような、総合的な土地利用計画といつたようなものを全面に押し出して、そして問題を一挙に解決する。こういうような構想はないかどうか、その点をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(西村英一君) 土地の利用計画につきましては、非常に重要な問題でございますので、先般も都市計画法の提案をいたしました。その中の主要なものは、土地の利用計画でございます。したがって、これはまあ他日御審議を願うこととなりますが、それはやはり根本の問題に考へておるわけでございます。実は、正直に申し上げますと、都市計画法は、非常に難儀をしたのでございまして、もう時日がかせば相当な期間がかかる

わけでございますが、とにかくにも、やはり根本的な姿勢でもって臨まなければならぬということでもって、ようやく法律の改正案までこぎつけたのでございまして、鉄道でいえば鉄道営業法に相当するくらい古い法律でございまして、それをまあとにかく、少しぐらいの字句のあらはあつても、とにかく出そうということで、先般閣議の決定を経まして、この国会に提案をしておる次第でございます。したがって、この問題だけを取り組んだわけではございません。また、もう一つこの委員会へかかります都市の再開発の問題ですが、これまで非常に難儀をいたしました。これは権利義務の関係で非常に難儀をした法律でございまして、いろいろ御批判があらうかと思われまが、こういうような法律をもつてやはり対処しておるのでございまして、その他今後いろいろあらうかと思われまが、一番私が重要に考えておるのは都市計画法、これは思想を確立したい、しかしこれは、やはり私権と公益との相当な衝突が起る大問題でございまして、私としては、できるだけの努力を払ってこの二法案を提出し、しこうして、いま御審議を願っております土地取用法のまあその一環であるというふうに考えておる次第でございます。

○春日正一君 いままで法案の中身について質問がありましたけれども、私の聞きたいと思うことも、その中で聞かれていたところがありますから、そういう点はできるだけ重複しないように、先ほどの質問の中でも、法改正の理由、あれがこれまでここで出たことでも、社会開発を促進するためと、それから地価対策という面もある、それからごね得をなくす面もあるというふうに言われたのですが、これの改正を三回も出してきて、まだ出そうというこの改正の政治的、経済的な背景といひますか、動機といひますか、そこはどうなんですか。

○国務大臣(西村英一君) これは、私は大臣になつてからの問題でありませぬし、ずいぶん前から議論であつたと思ひます。しかし、やはり皆さま方と同じように、どうしてもやはり、日本は他の物価の上昇もさることながら、やはり土地の高騰ということがガンになつておる。そこへいくと、物価問題を進めていつたら、土地問題がやっぱりガンになるというところで、あらゆるこの場でそれが議論されておつたのが、もう久しい前からでございます。しかしながら、やはり何と申しましても、いい手はそうないわけでございます。それから、その場合にやはり話になるのは、いわば土地の利用計画であり、土地の有効利用であり、またこの土地取用法の不合理も直さなければならぬのじゃないかといういろいろある、あるいは土地の価格制度も考慮すべきだ、あるいは鑑定士の養成もしなければならぬという、さまざま土地問題について議論が起ころうと思つてございまして、その一環として、この土地取用法が早く取り上げられまして、国会にたまたま提案をされたのでございまして、そして他の、この土地利用計画なんというに申しますが、これがまたなかなかたいへんなので、それを法律的にまとめるということになれば、これはたいへんな問題です。土地の高度利用の問題、再開発の問題、そうでございまして、再開発という点で見ると、法律でやっぱり攻めてみようと、そう簡単なものじゃございませぬが、幸いにいたしまして、土地の取用法は前から法律がございまして、それに不合理なところを直ししようじやないかというので、一番初めに取り上げられたというところではなからうかと思つてございまして、私もそれを継承したわけでございます。

○春日正一君 やはり社会開発ということのために土地がうんと要る、それを早く取用しなければ事業が進まないというところは、結局いま発表されている経済社会発展計画ですか、ああいうものに沿つてやつていこう、それをやつていく上で土地が早くほしいのだ、たくさんほしいのだということですね。そういうことだろうと思ひます。そこで地価の問題が必ず出るわけですが、地価の値上がりは、その主要な原因が何かということですね。私はこの土地取用の問題というのと地価の値上がりという問題はたいした関係のないものだ、取用それ自体は、そう思つておられますけれども、これはこの取用法の対象になる問題ですね。だけれども、地価の値上がりは一体原因は何か、地価地価と言ふけれども、この点聞かしてほしいのです。そうすると、その位置づけがはっきりしてくると思ふのです。

○国務大臣(西村英一君) 地価の値上がりは土地取用法との直接な関連は、それはありません。しかし、やはり相関関係は、薄いけれどもやっぱり何らかの関連を持つてゐるということになるので、相関関係は私はあらうと思ひます。直接的な関係はない。なお、計画局長専門屋でございまして、計画局長から説明させます。

○政府委員(志村清一君) 地価の値上りの原因についてのお尋ねでございまして、これはいろいろ問題が複合しておるうかと思ひますが、やはり日本の産業構造が大きく変わつて、一次産業から二次、三次産業への大きな移り変わりがあつて、それを局地的に申しますと、いわば都市化の現象が非常に強く起つてまいつた。そういうことに伴ひまして、大臣もしばしばおっしゃられますように、土地の需給のアンバランスという問題が起きたということが、非常に大きな原因かと存じます。

○春日正一君 そこが一番問題でしよう。だから、土地需要が非常に激増した、高度成長によつて、大体まあ、私、話を簡単にする意味でこつちの調べた資料を言ひますから、もし違つておつたら訂正してもらいたいと思ふのですが、大体五〇年から五五年に農地の転用面積は三万ヘクタール、年平均が五千ヘクタール、それから五六年から六〇年の間では七万五千ヘクタール、年間平均して一万五千ヘクタール、六一年から六四年が十二万七千ヘクタール、年平均して三万一千ヘクタール。だから最初の五年に比べて次の五年には三倍になつてゐる。それからその次の五年には最初の五年に比べて六倍になつてゐる。こういう大きな

土地の、これは民間のあれも農地の転用ですから含めて、需要がある。それから臨海工業用地の場合でも、五六年から六三年で一万二千六百ヘクタール余りの造成があるというふうなことをして、非常に土地の需要が大きくなつていつてゐる。そしてそのことが結局土地の値上がりというものを促進していつてゐる根本のさつき言つた需給関係の問題で原因だと思ふのです。

そうしてもう一つの原因は、やはりそういう土地需要が非常に激増してゐる、需給関係がアンバランスになつてゐるという関係の中で、土地投機が非常に活発になつてゐるという問題があると思ふのです。不動産の売買件数を見ますと、三十五年には百五十万件、三十九年には三百万件、その坪数が三十五年から三十九年で八十億坪ということ。これは何回も往復するものも含まれてゐると思ふのですけれども、全市街地面積の八倍だと言はれてゐるのです。だから、非常にたくさん土地が大規模に売買され、投機されてゐる。そして、そこから値上がりがつくり出されてゐるという事です。それで法人の数でも不動産会社が三十一年には二千九百九十一あつたのが、四十年一万六千七百五十になつてゐるというように、不動産会社もうんと数が増えてゐるという事は、こういう数字を見れば、どれほど土地投機が盛んになつてゐるかという事を、はつきり示しておると思ふのです。そうすると、こういうところが価格の上がいわゆる主動力なんで、それでもちろん公共用地の取用といひますか、そういうことも、土地の需要関係の面から見れば、当然この価格を騰貴させる原因になるけれども、それを売り渡すのを淡々と洗はぬとかというところは、これは消極的な原因じやないですか。売りたいという人がない。何かもうけてやるから売ろうと思つてゐる人が、これは売り渡して、そのために土地を上げていくとか、そういうことをするから、これは価格値上げの積極的な要因になるけれども、ここで取用法の対象になるものは、売りたいと言つてゐるのです。取られちゃ困

と言っているのでしょう。それを取り上げるといふから、それなら補償してくれという問題が出てきて、収用しなきゃならぬ、強制収用をやらなきゃならぬという問題も出てくるということになるれば、ここで収用の対象にして早く取り上げなきゃならぬといふ問題も出てくる。土地の価格の値上がりといふものから見れば、消極的な理由なんです。そうすると、当然この収用法改正の一つの重要な要因として、土地の値上がりがあるから収用法を改正しなきゃならぬ。それで値上りを防ぐのだというところは、正当な論拠にならないのじゃないか、そう思うのですけれども、どうですか、その点は。

○政府委員(志村清一君) 先ほど大臣も申し上げましたように、この土地収用法の改正によりまして地価対策が終わりというところではないと存じます。ただ、御存じのように、大きな事業を行なうにやならぬといふところで、あまり妥当でない地価を呈示せざるを得ないというふうなことにによりまして、大企業につきましても、その付近の通常の価格よりも相当高い価格を払ったという事例もございまして、それが付近の地価に非常に悪い影響を与えるという事例もあつたわけでもございす。これらにつきましても、いろいろな政府あるいは民間の研究、あるいは審議会等の御意見にも出てくるような次第でございまして、そういう著しく適正を欠く値段が、一般の地価を牽引しているといふことを、この収用法の改正によってある程度チェックできるという点はあろうかと存じます。また、先ほど来お話がありましたように、宅地化、宅地の供給でございまして、鉄道なり道路が整備されることによって、宅地になり得るような地域が漸次拡大していく。そうすると供給が相当ふえてまいるといふような点から、地価対策上の一つの環の対策になり得るのではないかと、かように考えておる次第でございす。

○春日正一君 だからその説明では、収用法を変えて安く取るから地価対策になる。つまり自然需

要がふえて供給とアンバランスになるから上がっていく。その関係で土地投機が行なわれて上がっていくといふような、一番主要な原因になつていゝるものをそのままにしておいて、そこでこの土地収用、しかもこれは国家権力で強制的に収用するといふ一つのあれを持つてゐるんですね。先ほど松永さんの質問でも、実際収用にかけられる例は非常に少ないといふことを言われたし、私もそう思つております。しかし、これは伝家の宝刀ですから、結局実際私どもの知つてゐる例でも、収用法にかけられると損するから、かけられぬ前に何とか話をこぎつけよう。だからできるということとは、実際に強制収用がどれだけ適用されるかといふ問題よりも、そういうものができたといふこと自体が、一つの圧迫といふますか何とかといふことになつて、実際にそれの前に解決されるものにも影響を与えてくる。そういう意味では、収用対象になるもの全般にこれは影響していく法律だと思ひます。そういう法律で安く取るといふたてまえでやりながら、一方で土地投機というのは野放しにしている。この前聞いて非常に腹が立つたのですけれども、例の光明池団地の問題、あれが一年間に十倍になつてゐるでしよう、売買七回もやつて。それは明らかに不当な所得だと思ひ、国家に損失をかけてゐる。この国損をどうするかと質問したら、いやそういうものは資本主義では売買は自由で、高い値段で売つて高い値段で買つたのだから、それはどうにも制限のしようがないといふ回答を受けたんです。そうすると、そういうものは認めておく。これなんかもある問題とからんでゐるから、なおさら問題になるわけですが、それでなくとも、やはり商売の自由なんだから、幾らで買つたものを幾らで売つてもわしは自由だといふ形で、土地投機は野放しで認めていく。そういうことをしながら、一方で公共事業の対象になるものだけ法でもつて安くとにかく取つていくといふふうなことにすると、安くなれば、政府が国民に対して不当な犠牲をしいるといふたてまえです。そうい

うことになるわけですから、だから先ほども松永さんも言つたように、いわゆる譲渡差益に対する吸収の方策をどうするか、土地投機を抑制して横行できないようにしてしまふとかといふ手をとつておいて、それとの関連で、政府の取り上げるものもこうなんだといふことになれば道理が合うけれども、これは野放しだ。そうしておいて取り上げただけ、しかも国家でやる。そういうものを一番低く押えるといふようなことになれば、非常に不公平が出てくるし矛盾が深くなつてくる。そういうことになるんじゃないですか。だから問題は、収用法でやれば地価対策として幾らか影響があるといふなら、どのくらいの影響があるかといふことをはっきりさせなければならぬと思ひますが、どうですか、その点。

○国務大臣(西村英一君) 実は春日さんが、予算委員会で光明池の質問があるといふので、私は調べたんですが、これはいまから考えますともつともでございす。これは収用法にかけて取つたものじゃないんでしようがもつともです。あなたの言わんとするところは、そういうことをやりつつ、また一方零細な人から取り上げるのじゃないか、こういうこと等を彼此比べて言つておるのだと思ひますけれども、実は、国家権力で取られる取られるといふことを言つてもいいくないのは、公共福祉でございすから、大多数のために、大多数の国民の幸福のために、少数の方々が犠牲を払う場合もあるといふことは言つておるのでございす。したがいまして、光明池の問題等については、私も調べまして遺憾に思ひます。いまだにまだ使つておりません。これは私といたしましては、これを手に入れたからには、少なくとも有効に使うような手をとらなければならぬといふことで、一生懸命やつておる次第でございすけれども、まあそれとこれとをひとつ対比して考えると腹も立ちますけれども、これはこれでもつてほんとうに大衆の、公共の福祉、とにかく国家が公共の福祉をはかる意味においては国家でございす

けれども、国家国家と言わずに、強権と言わずに、公共の大多数の福祉のためにといふふうに着意に御解釈を願へば、そう腹も立たぬのじゃないかと、かように考えますから、よろしくお願ひします。

○春日正一君 まあそれは大臣の口から言つてすればそういうことだと思ひますが、私も共産党でも公共の利益のために土地を収用して——収用といふか、強制といふことまで私は何も含めてゐるわけじゃないけれども、収用して使うといふことを否定するわけじゃないのです。ただ、問題はそれをやつていくことでだれが犠牲をこうむつて、だれが得するかといふ実態的な中身ですね。そうしますと、結局、私これはきのう参考人のときにも言つたんですが、やはりそうやつて収用した土地が一体どこでどうなつてゐるか、この点でどうですか、いろいろな意味で計画法でやられてゐる、整備法でやられてゐる。いろいろな意味でやられてゐる土地ですね、公共用地と称せられる大きなもの、工場の埋め立ての造成まで含めて。ああいうものの帰属ですね、つくつた後にどう帰属し、どのように利用されてゐるかといふ点については、あなたの方調査があるのですか。

○政府委員(志村清一君) 収用の対象になる事業につきましても、土地収用法の第三条の各号に掲げられておいて、特別立法によりましてこのほかに収用が認められておる案件もございす。が、これ以外のそういう法律に認められたもの以外にはございせん。それらにつきましても、もし事業認定をいたしまして、収用いたします目的に反して使われたり、あるいは使われなかつたりするといふような事態が起きた場合には、これについては買戻し権という制度がございまして、買戻しができることになつております。その価格も大体何と申しますか、原則としては収用された価格を大体基準にして考えるといふことで措置をいたしておるわけでもございまして、目的に反して使つたり、あるいは他の目的に使つたり使わなかつたりといふふうな事例はなからうと存じます。ただ問題は、一体所有権はだれにあるかと

う問題でございますが、そういう意味合いにおきまして、本来の事業に使うということ以外には使われぬはずでございます。次に、特異なものとしたしましては、新住宅市街地開発法というような法律がございまして、それによりまして住宅団地の開発を認められております。これらにつきましては、一般の方々に土地をお譲りするというものになっておりますので、施行者自身の所有地になつていないで、土地を譲り受けた一般の方々の所有になつてゐるという転換はございます。これは法律の認めるところでやっておりますところでございます。

なお、もう一つ申し上げたいことは、たとえば鉄道の敷地になる、そうして鉄道の敷地になることと土地を提供された。ところが、それが高架鉄道になつたと、高架下が住宅地区であるにかかわらず、キャベレーとか、あるいはたいへんがながんする工場というものに使うというふうなことは望ましくないわけでございます。これらにつきましては、五十一国会におきます衆議院の建設委員会におきまして、三党共同、与野党共同修正によりまして、十分そういう点に注意して管理して使うようにというふうな修正案がございました。これらにつきましては、今回の提案いたしました改正法案には、そのまま採用いたしておるような次第でございます。

○春日正一君 私はそういう特殊な場合を聞いてゐるのじゃないですよ。たとえば例の数寄屋橋のあすこのところの高架道路ですね。あの下にいろいろできてゐるということと問題になりますけれども、そういう特殊なケースを言うのじゃなく、計画された目的どおりに使われてだれが得しているかと、たとえばこの間も言ったけれども、千葉県の海岸をずっと埋め立てしてゐる。私も横浜に住んでゐるけれども、本牧の海岸もずっと埋め立てしてしまつてゐる。あすこはノリだの何だのとつておつたし、海水浴にも使つてきた。あそこは補償して、漁師を丘へ上げてしまつて、大きな埋め立てをやつてゐるでしょう。それは公共的

な一つの事業として県なり国なりの力であればやつて、いまあそこへ石川島播磨造船が建つてゐます。日本石油の工場が建つてゐます。というやうな形、あの本牧の広い海は、漁師を丘へ上げちゃつて、実際帰属したのは、大きな、私どものことばで言えば、独占企業という大きな会社に全部帰属してしまつてゐる。あるいは千葉県の海岸でもそうでしょう。そういう形なので、公共の用地として取り上げて、確かに産業の発展が何だというけれども、しかし、それがそういう一つの私的な営利会社がますます大きくなるために取り上げたという結果になつてしまつてゐる。そういう問題ですね。この公共用地の取得額といふのは、ばく大なものなんですね。たとえば富士製鉄の例に見ても、土地の資産が五百七十万坪ですが、坪五百七十坪と評価して三十三億円。しかし、時価では七百八十億といふことで、非常に大きな含み資産を持つてゐる。資本金なんか八百二十億の会社ですから、それにほぼ近いほどの土地を買ひ集めて、とにかく含み資産として持つておるといふやうな状態ですね。そういうやうなものが、これは富士製鉄の例ですけれども、大きな会社を調べれば、ほとんどそうだと思うし、東芝にしても、日立にしても、石川島にしても、数え上げて見れば、新しく工場を建てる、そういうやうなことをやつてゐるところは、この計画の中で非常に大きな土地を取得していつてゐる。そうして含み資産として大きなものを持つてゐるし、実際こういうものを担保に入れて金繰りをつけてゐるといふところもある。というところもあれば、公共のために、国民のためにというけれども、それが国民全体のために——国鉄の場合なんか、大体こういう通勤路線はみんな使つておられますけれども、そういうことに使われてゐるのなら納得がいくんだけれども、そうではない大きな私的企業の利便のために、あるいは直接利益のためになるやうな形でそれが使われてゐる、そういう場合に、これは非常に大きな矛盾を起こしてくる、

不合理になつてくるということですね。

○政府委員(志村清一君) ただいま先生御指摘になりました海面の埋め立ては、土地収用法とは別な体系の公有水面埋立法によるものと存じますが、これは、私どもの所管ではございせんが、公有水面を埋め立てる場合には、知事が申請に対して許可をする、免許をするといふことになつておりまして、免許するものは、公有水面に關して權利を有する漁民等の同意があつた場合とか、あるいは埋め立てによつて生ずる利益の程度が損害の程度を著しく越える場合、あるいは道路とか、そういうものをつくるというやうな場合とかいふやうなことになるかと存じます。収用法の体系とは異なるものと存じます。

○春日正一君 そういうことで、取るほう自体に、さつき言つた根本的な問題がある。だから、私に言わせれば、ごね得とか、あるいは土地の値上がりを防ぐとかいふやうなことは、これは理由にはならぬ。ただ残るものは、結局公共事業をやつたために、早いこと土地を調達するために必要なんだといふやうな理由だけが残るということになると思ひます。

それから、そういう場合の収用される者への補償の問題ですけれども、この近傍地の価格による算定といふことも、近傍地といふのは大体どういふ基準になつてゐるのですか。常識的にはまあ近所の土地の相場といふことになるけれども、実際問題としてあなたの方で、大体具体的に、はどういうことでそれは決定されるのですか。

○政府委員(志村清一君) 土地収用法におきまして、裁決の原則、補償基準といひましては、先生御指摘のとおり、近傍地の取引価格等を考慮して、相当な価格をもつて補償しなげなうといふ原則がございまして、まあ近傍地と申しまゐるは、できるだけ近くであつて、その収用されるべき土地に最も類似した土地といふことでございまして、ただそれも、場合によりましては買いたたかれて売つた場合とか、あるいは非常に特殊な例で高く売つた場合とかいふやうなことを捨

象いたしました、できるだけ公正な、近傍地の価格を出しまして、それを十分考慮して、相当な、適正な価格にするといふたてまで進んでゐるわけでございますが、収用法におきましては、その判断は収用委員会がいたすわけでございます。収用委員会に至らざる通常の公共補償、私どもが道路をつくりたいといふことで地元の方々のいろいろ御折衝する場合におきましても、大体その原則に従つてお話を進めておる状況でございます。

○春日正一君 まあ、それだけではやはりたいしてびんとこないのですけれどもね。だけれども、その問題で、先ほど松永さんも非常にこの点強く指摘しておられたのですけれどもね。つまり、近傍地の価格で取り上げて、それで土地を提供した人は、かりに道路になるとすれば、近傍地の価格で取り上げられるけれども、そこへ道路ができてしまつたために、その近傍の土地の価格がずっと上がつてしまつた。そのために国家のために、あるいは公共のために土地を提供した人が損をするといふやうな結果になつてしまつと、まあそれについて松永さん、盛んに言われましたけれども、やはりそういう場合に、そういう不労所得ですね、これを吸収してどう配分するかといふことが一番問題になるし、それを片づけなげなうが、収用委員会あたりでは、これは起業者に帰属すべきだなんてことを言うけれども、やはりそれよりも前に、その被収用者へ十分補償をするといふことにもしなげなうなうし、同時に、そういうものが通れば、当然いろいろな公害が起るのです、特に都市周辺なんかでは、交通事故が起るとか、ガスが出るとか、騒音がどうとか、そういうものに対する補償なり、そういうものを防止するためのものにそういう金を使うといふやうな形で、全体として公共事業が国民に被害を与えないといふ形でやられていくやうな、そういうことが保障されなげなうな、これはやろうと思へば、道理のあることなんだから、当然さつきの土地投機の禁止とあわせてできるはずだと思ふのですよ。それを思い切つてやらずに、こ

れだけ切り離して出してくるというところに、この改正の一番の弱点もあるし、矛盾もあると思うのです。まあその点は先ほど松永さんの質問に對していろいろお答えになったから、私は特にそれ以上聞きませんけれども。

そこで補償の基準の問題ですね。先ほど営業補償とか、生活補償とか、いろいろほかの条文で配慮されているというように言われましたけれども、実際にこの補償というものがどうやられておるのか。あなたは下のほうの事情までよく御存じですか。

○政府委員(志村清一君) 私、直接土地所有者等に会いました補償額を算定したことはございませぬが、ある程度存じております。

○春日正一君 で、補償が大体大きいものです。これにはわりあい有利になっている。ある場合には特別有利になっているという面もあるのです。たとえば私、例をあげてみれば、あの新宿の副都心の計画でもって、小西六の工場を移転させた。あれは取用法七十九条の、補償のかわりに買取した物件といふことになっているのです。ところが、あれの中身を調べてみると、土地が十三億三千五百万ですか、物件、建物等が十億二千六百万、それに付帯費用、移転費、営業補償、合わせて六億八千九百万で、全部で合計補償が三十億五千万ですね、あすこの工場の移転が。それで向こうの日野のほうに移転していった。そうしてこの移転の補償で小西六の経営内容は案になった、向上したというふうに言われている。そこでこの中を見ますと、たとえば特殊付帯設備の補償、四億九千九百万円という中には東電とかガス会社が新しい型の設備を新設する場合の値段ですね、いまのものの評価でなくて、越していったあとで新しい型のものを新しくつくる場合の値段で評価して四億九千九百万円というものは千四百万円くらいで買ったものを千八十五万円に、相当安い古したものを買い取って、しかもそれは使いものにならなくて八万五千円でスクラップで払い下

げているというふうな補償ですね。大きいものに對してはだから文句の出ないように、越して得した、助かったという形で補償しておる。ところが、小さなもので見ますと、こういうひどい例もあるのです。私は特に小さなあれを言うのですけれども、たとえば、環状七号の買収の場合でも、二十年来高級つくだ煮屋をやつて、借家で営業をしておつた。間口三間、奥行き四間、これは非常に弱いんです。家は借家ですね。その補償が百三十万といふことですね。そうすると百三十万でよそに行つて商売できるかといふことになるわけですね。それからまた、ずっとあすこでせんべい屋をやつていた人が、やはり借家でせんべい屋を三十年來やつておつた人が補償が八十一万円。これはだんなさんが死んで商売をやめておるような状態、本人も病気で生活保護を受けていた。ところがその補償をもらつたあとに、生活保護がびたつと打ち切られてしまつた。補償を使い切るまでは生活保護は見えてやれないという形で、非常にこれは残酷だと思ひます。これは立ちのいて補償もらつて、その間食費をだるうと言ひますけれども、どちらの子を放してしまつて、せんべい屋やつておればいふ場合ですけれども、立ちのいて、補償をもらつたから、だから生活保護は打ち切るといふことになつておる。ただ生活保護だけじゃなくて医療保護も打ち切られるから、入院しているときには相当早いところ八十一万円といふものはなくなつてしまふ。こういうふうな形ですね、あるいは左官をやつていた人が借家で補償額二十九万円。だから結局これは借金のカタに取られてしまふから、裸で一家離散というふうなことになる。こういう小さな者の状態ですね、そういう点について、私も何回かそういう相談を受けて、役所といふ話をしてみたこともありまふけれども、下のほうにいくと、大臣は先ほど運用においてそういうことのないようにやると言ひましたけれども、しかし、下のほうにいけば、これは役人の仕事だし、法律なりあるいはそういう基準があつてやることですから、それは事情はさうだろ

うけれども法律でこうなつてますとか、上のほうで出てきた補償基準がありまふと言ひ。これよりほかにはしやうがありませんという形で片づけられてしまふ。だから、そういうふうには、いわば大きい者には非常に十分な補償がされていふ、それから弱い者には對しては、それがこれしかないからこれだけの補償といつたつて、實際それで追いつていられれば、この土地に住んで、ここに営業してゐるから生きていけるんです。そこを離れたらまるきり違つてしまふ。そういう者には對しても、同じように土地が何坪だから幾らとか、借地の権利があれば幾らという形でやるといふことが、至るところでやられていふ。こういうことを見ると、この取用法といふものは、結局ほんとうに数とすればそういう人が多いのだけれども、そのための配慮といふものがやられてない。だからさういふ点で、もう一つお聞きしたいのですけれども、これもついでにひつくるめてすけれども、取用されたあとの人たちがどうなつたか、たとえばダムなんかで村が立ちのくとか、そういうふうな形で取用されて立ちのいた人たちの追跡調査といふものを、實際やつておいでになるのか、どうなつたのか。

○政府委員(志村清一君) 補償基準の内容並びにその運用の問題についての御質問が第一だと存じますが、補償基準につきましては、私どもといったしましては、先ほど先生おっしゃられたような、まあどちらかといふとあまりお金のない方々につきましては、十分の配慮ができるようにという趣旨で検討いたして、基準の作成などにも従つたわけでございます。たとえて申し上げまふれば、普通、商店を経営している方が取用によりましてどうにもならなくなつたという場合に、二年以内で転業と申しますか、さうなことが可能じゃないか。農民の場合はさういふ点から三年以内というものでなければならぬか、さういふ点から四年以内でないと通常はできないじゃないか。それから個々のいろいろの違いはございまいしやう。それ

ういうふうな区別なども考へております。農業なども、大きなお百姓さんがわずかに一反程度とられても影響はないという場合には、経営規模の縮小による補償はいたしません、五反百姓の方がそのうち二反とられるというふうになります。経営規模の縮小、機械等を持ち、馬を持つたりしていても十分使えないといふことの補償も十分考へようといふようなことで、基準はつくりおいて、先ほど来お話がございまして、取用法のいわゆる通損の規定に應じて、できるだけいろいろな補償をいたしまして、それらをからめ合はせまふと、その方々の生活再建ができるような方法を考へたいという気持ちで、基準もつくつております。また運用も進めたいと思つております。

ただ、借家人につきましても同様でございまして、補償基準におきましては、非常に借家人が追い出されてしまふ、どうにもならないという場合には、当該建物に照応する他の建物借りるために必要な費用を補償する。しかし、昔の家賃は非常に安かつた、今度の家賃は非常に高いといふことになりまふと、通常支払われる賃料相当額に比しては、前が低額であると認めるときは、総合的に勘案しまして、適当な期間その差額について補償するといふこと等もいたしてあります。しかし運用につきましても、なお十分に留意をいたしたいつもりでございまして。

それからその次の御質問でございまして、ダムその他のいろいろな取用を受けた方々の、土地を失つた方々のトレースでございまして、これはなかなかむずかしいことだと思ひまして、場所によりましては、地元の方々とそれから起業者とお互いに相談がよくできまして、新しい村づくりができたといふようなところは非常にわかるのでございまして、町に出てきて、個々ばらばらにその後の生活が變つておるといふ事例につきまして調査の検討はいたしておりますが、なかなかトレースはできませんので、申し上げるような資料はございせん。

○春日正一君 それでこういう結果から見ても、

私もずいぶん調べてみたけれども、民主団体のやった調査で、横山ダムの場合ですね。あそこでの追跡調査、これはかなりたんねんにやっております。それで建設省がやったんじゃないでしょうか。うという感じもします。非常に苦心をしておる。だから労働組合の人が来たといつても、どうせ御用組合だろう、ぐるだろうといふことで、なかなか口も割らぬ。何回もたずねて話をして、そして信用していろいろ話してもらったといふことがこの調査についておられますから、役所が行つてどうだと言つても、これはへたなことを言つたらたいへんだといふことで、なかなかできない。むしろこのような状態をつくるといふこと自体に問題があると思う。そういうことですけれども、この調査の特徴をみますと、やはりあそこでは二十人組といつてわりあい補償の額の多い人々です。ね、こういう人たちはわりあい早く収用に應じたし、そうしてまた、そういう人たちはその補償金で、あと一応営業立てて何とかやつていふところ、十七人組といつて最後までがんばつた人たちが、十七人組といつて最後までがんばつた人たちが、非常に低い人たちが、だからどうしようもないがなくて、現場でも建設省の役人の人たちがずいぶん骨折つてくれて、十七人がまとまつて、そこに住めるようになったと、だから何とか助け合つて、励まし合つてやつていけるけれども、なかなか生活の安定という点ではうまくいってないといふし、特にそういう人、いままで半農半猟みたいな形でやつていたそういう土地の少ない人たちが越して行つた先を見ると、みんなつとめ人になるんです。ね、あまり労働条件のよくないようなそういう形で、だから仕事があつてつとめ人になるんだから、それで片づいたんじゃないかといふけれども、やっぱり相当年輩の人たちなんかは、就職の条件なんか非常に悪いといふようなことで、越して行つたあとで、やっぱり非常な困難をしていける。そして前のほうが非常によかつた、

こういうふうな思つていけるんですよ。特にこの人たちが共通して言つていけるのは、いまになつても横山ダムといふものが公共のためになるのかどうかといふことに疑いを持つていける。あるいは関西電力やなんか、あれをもうけさしていけるんじゃないかといふに疑いを持つていける。だからそのために自分たちがこういうところに、状態にきたといふことに對しては、納得のいかないものを持つていける。だからそのあれですね、大臣先ほど公共のためなんだから、それは納得してもらわなければならないと言つたけれども、そういう状態の中でやっぱりダムをつくつて電力会社が電氣をとつて売つていける。それで営業行為としてやつていける。そういうのを見ておつて、公共のためだと言つて村を立ちのかされて水没したんだけれども、しかし、それがほんとうに公共のためと自分たちの犠牲をしのぐに値するものかといふことに確信を持つてない、みんな疑いを持つておる、こういうふうな状態なんです。だから、やはりこういう状態のもつてこの改正だけ早くやるといふ面だけがどつと出てくる。だから先ほど松永君も言つたように、手順が違つていけるんじゃないか。つまり、むしろ投機の抑制とか、譲渡所得の吸収とかいう手を打つておいて、それからこれを出してくるといふならまだ道理は立つけれども、そういう一番肝心な問題をそのままにしておいてこつちだけ出してくると、それはあとから考えます。いつ考えるか、いつになるかといふことになる、大臣もちよつといつてしまふと、これは言えないでいふ。そういうことでこれを出してくるといふところに無理があるんじゃないか、まあその感じなんですけれども、その点どうですか。

○国務大臣(西村英一君) 春日さんのおっしゃることは、とにかく零細な低所得者のために非常に割りが悪いんじゃないかといふことと、この法の適用の場合には考えなくちゃならぬと考えます。す。電力会社の例を引きましたが、これはやはり電力会社も民間の株式会社ではございますけれども、一方そういう権利を与えてやるとともに、また正当な理由がなければ絶対に電氣の供給を拒むことができない義務を負わしておるのでございませう。したがうして、あらゆる場合に私はあなたのおっしゃいますように、わずかな人のことのみを考えていくといふようなことは、これは何よりも氣をつけなきゃならぬといふことは、あなたに十分お約束できる、そういうつもりで建設大臣としては指導したいといふことを申し上げたいのでございませう。

○春日正一君 終わります。

○委員長(藤田進君) この際お伺いいたしますが、本院の予算委員会が五月の十日に、土地収用法に關連して電田委員、それから北村委員、それに私質疑をいたしました、その中で佐藤總理あるいは建設大臣のそれぞれ答弁がございませうが、特に具体的な事例として、いま問題となつていける大阪府所在の阪神高速道路公団所掌の高速道路について、これは大阪工業大学その他十二校が、合せて十三の学校が騒音その他公害を受けるといふことで根強い反対もあり、昭和三十八年六月五日に河野建設大臣のとき、この路線は近代高速道路としては不適格であるといふことで、これが実施せざる旨の回答がなされていた件ですが、その後河野建設大臣なきあと再び問題が台頭して、これが実施の方向になつていたところ、たまたま予算委員会における本件の質疑が行なわれているところなんです。

で、最近の事情は、予算委員会当時大阪三号分岐線といふことでありましたが、どうもどういふ事情が路線の名称を変えまして、起点と終点をうんと長い距離のようにして、分岐線ではないといふようなことになりまして印刷物でもございましてあります、名前がかわればまた大臣答弁もこれとは違ふんだ、あれは三号分岐線だが、といったようなことの可能性も出ております。同時に御答弁の中では、「これはあまり手をつけたくないと、かよ

いるこの法律案の改正というものに対して、そういった資料を出さないということはおかしいと思う。ことに、先ほど個人的に要求して得たものを見ますと、七十一條の政令の内容にしても、これは非常に物価修正の政令なんです。これが当委員会に、国会に一応考え方なり、あるいは具体的比率なり、あるいはいかなるべきかという根拠なり明らかにしないで、こういうものを看過させることはできません。同時にまた百三十六條も、おかしな話で、まるで収用委員会の審理の代理人が二名とか三名とかに制限なんというところは、一体何をおそれてそういうことをするのか。共通な利害を持っている人たちが四十人、五十人ともにその審理内容を聞きたいという行つて場合には許すべきである。それを、いま案を見ると、代理人の場合にも収用委員会は審理の期日に出席することができ、代理人の数を起業者、土地所有者または各関係人について三名までに制限することができるものとする。こうした制限は、何の意図でやるのか、ちょっと伺つておきたいと思つてます。

○政府委員(志村清一君) 収用委員会といましては、会長の審理権もあるわけでございまして、たゞさんの代理人の方が出まして、せつかく相互に話し合いを円満に進め、早期に結論を得たいというふうなことに支障のある場合もあるう、そのような場合におきましては、収用委員会の判断によりまして、代理人の数が制限ができるというふうにいたしました次第でございまして。

○田中一君 何か大ぜい行つて暴動でも起こしたという実例があるのですか、いままで。

○政府委員(志村清一君) 制限いたしておりますのは、代理人の数でございまして、権利者等につきましては申し上げておるわけでは全然ございませぬ。各権利者を代理する方の問題でございまして、また、暴動というようなことはございませぬ。

○田中一君 傍聴者は許しておりますか。

○政府委員(志村清一君) これは各委員会の会長が公開をはかるという場合には、審理権の発動によりまして、非公開にすることも可能かと存じ

ますが、通常公開になつておると存じます。

○田中一君 法律上公開にするか、非公開かということは、何か条文ございませぬか。

○政府委員(志村清一君) 現行法の第六十二條で「審理の公開」という項があります。「収用委員会の審理は、公開しなければならぬ。但し、収用委員会は、審理の公正が害される虞があるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる」という規定があります。

○田中一君 物価の変動に應ずる修正率、これはどういう基準で行なわれるか、議事録に明確にしておいていただきたい。

○政府委員(志村清一君) 当委員会におきます質問の間にお答えいたしましたわけでございますが、消費者物価指数と卸売り物価指数、それを総合いたしました数値をもちまして、物価変動の修正率といたしたいという考え方でございまして。ただ、事業認定時の物価に應ずる数値といたしましては、むしろ認定の告示の月のときだけではかえつてまじのじやないか。その前後一カ月にかかわる修正数値の平均値で考えたほうがよからう。また、権利取得判決時ということになりまして、必ずしも資料が十分そろわないということもあり得るわけでございますから、権利取得判決のときに属するとき以前の最も近い三カ月内の平均値というふうなことで修正をいたしたい、かように考えております。

○田中一君 それから三十條、これは、なるべくいままでの質問者と重複しないように聞こうと思つておるのですが、三十條の二の新設、事業の廃止、変更云々というものは、これは土地の収用等の必要がなくなつたとき、この場合には市町村に通知するのだということになっておりますけれども、一応事業認定を行ない、そうして変更、廃止等があつた場合の損失補償は考へておりますか。

○政府委員(志村清一君) 現行法におきましては、九十二條におきまして、廃止、変更のときに、廃止、変更に伴う損失があつた場合はこれを

補償するという原則になつております。

○田中一君 その損失補償の基準は……。

○政府委員(志村清一君) これは明文の規定はないわけですが、事業の廃止または変更に伴う損失の発生したときについて損失を評価するといふふうなことにいたしております。

○田中一君 これは農地であつて植へつけをしちやならぬと思うから植へつけをしない。そうして二カ月たつたら、これはもう君のほうの農地は要らないのだと言つた場合に、機会を失えばその收穫といふものは一年間皆無になる。そういう場合には、その予想される収益といふもの、利益といふものを補償するかどうか。

○政府委員(志村清一君) 新しい法律の二十八條の三で、土地の保全義務がございまして、事業認定を受けますと、土地の保全の義務がございまして、たとへば、たんぼであつたところに稲を植へるというふうなことで、通常の利益まではチェックいたしていないわけではございまして、起業地において明らかに事業に支障を来たすような形質の変更は認められておりませんが、たんぼに稲を植へるというふうなことは認めておるわけでございます。

○田中一君 それに類似した土地があつた場合はどうなりますか。たんぼの場合には植へるのとはかまわぬ。そうしてまた猶予もすることができるようになつておりますけれども、そうでない場合、たとへば、いま田がきをしたり、それから田植をしたりする、これはその程度は許されるのですね。そうして今度はもうでない場合、そうでない場合というのは、それを利用すればかりに一定の収益があるというものが、何もしなかつたためにできないという場合にはどうなりますか。その基準を言つてくださ、基準を。

○政府委員(志村清一君) 先ほど申し上げましたように、土地の保全義務は、起業地において明らかに事業に支障を来たすような形質の変更は、知事の許可を受けない限りはいかぬ。そういうものをしましても、それによつて生ずる損失については

補償しませんよという規定でございまして。ただ、事業認定によりまして、そういうふうないろいろな損失が起りました場合、個々具体的にきましては、当然九十二條の規定によりまして、土地所有者または関係人が損失を受けた場合には、当然これを補償するということにいたしておる次第でございまして。

○田中一君 いままで現物補償した例がいままでどのくらいありますか。

○政府委員(志村清一君) 現物補償と申しますか、収用委員会の裁決に基づいた現物補償といふふうなことは主として、まだ実例つかんでおりません。ただダム事業の場合だとか、あるいは河川事業等の場合につきまして新しい土地を、農地あるいは宅地を造成しまして、それをいわばかえ地として提供したという例は、幾つか聞いておりますが、具体的にこれこれといふことで承知いたしております。

○田中一君 収用委員会が、まず最初に金銭補償をする前に、起業者に対して現物補償をする余地があるかどうかということが、最初にそういう質問が行なわれているのか、あるいは初めから金銭補償といふことに重点を置いて話し合いをしていくのか、どつちですか。

○政府委員(志村清一君) 土地収用法の第七十條、現行法第七十條の規定でございまして、「損失の補償は、金銭をもつてするものとする」という原則がございまして、土地収用委員会において通常金銭と考へておりますが、ただこの法律の規定によりまして、かえ地による補償とか、あるいは耕地の造成、工事の代行、移転の代行、宅地の造成その他いろいろないわば現物補償的な規定があるわけではございまして、これらの要求に基づきまして、収用委員会は審議をするというたてまえになつておる次第でございまして。

○田中一君 聞いた、聞いてもう済んでいって済んだ済んだでもかまいません、議事録に残つておれば、百四條の二ですがね、補償請求に基づいて高い補償金は過払いがあつた場合はどうする

のですか。取らないというように聞いているけれども、返してもらわないでいいんだというように聞いているけれども、法文じゃこれはとてもそうは読めないのです。

○政府委員(志村清一君) 起業者が支払いました前払い補償額が、収用委員会が裁決された額よりも多いという場合にはつきましては、起業者がその差額分は取り戻すというたてまえにいたしております。

○田中一君 ちよつと明確にしてください。過払いがあった場合に、その金は収用委員会の裁決があった場合、それは過払いなればそれは返してもらうのだということですか。

○政府委員(志村清一君) そのとおりでございます。

○委員長(藤田進君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記を始めて。

○田中一君 この百四の二の過払いの場合には、当然これは原則として返してもらうというところが正しいのだけれども、しかしながら、これがその金はもうない。なければいづまでも払ってくれるまで請求権として起業者のほうへ残るといふことになるざるを得ない。実態はそういうものじゃないでしょう、実態として考えた場合にはどう処置しようとするのか、論理と実際とは違ふ。収用法の一番のねらいというのは、論理だけでは、法理だけでは解決されないというところに問題があるのです。そういう場合には私はかつて、過払いの分に對しては請求権を放棄いたします、というふうな答弁を聞いたと記憶しているわけですが、これ一ぺん議事録を調べてみますけれども、その点がもしも言つており債権はどこまでであり、かつまた請求権があり、かつまたそれを払ってもらふのだということならば、そうしないでこの問題を解決するという道はあるかないか、その点を聞いておきます。

○政府委員(志村清一君) 先ほど私は過払いの場合と申し上げましたが、過払いのできるような場合はごく限定された場合でございます。まことに例外的なことでございます。補償請求に基づいて補償金を払った後に権利の内容がすっかり変わってしまったというときには、結果的に過払いになり得ることが例外的にあり得るということでございます。通常原則としては、過払いというふうなことになるようなことはまずあるまい、かように考えております。

○田中一君 たとえばね、近傍地の価格といつても、あそこに火葬場をつくるんだ、じんかい焼却炉をつくるんだ、じんかい焼却炉はたしか収用法の適用をされているんだと考へておつたけれども、そうすると地価は下がりますよ。火葬場をつくるんだということでは下がつちやいますよ、火葬場はどうか知らぬが、じんかい焼却所は。そうになった場合には、やっぱり過払いが起きるので。初めはさら地ですよ。

○政府委員(志村清一君) ただいまのような事例、じんかい焼却所とか、火葬場とか、終末処理場とかいうふうな場合には、先生のお尋ねのように地価が下がることも考えられると思いますが、今回の規定によりまして、事業認定時の価格でございますから、そこが火葬場になるかもしれないというふうな事態における価格でございます。それ以後裁決時までの間に下がりましても、その下がった分はマイナスしない、事業認定時の価格に物価変動率を加えた額を出すというふうなたてまえになっておりますので、御心配の点はなからうと思ひます。

○田中一君 そうすると、それは裁決の場合どうです。

○政府委員(志村清一君) 裁決の場合も同様でございます。

○田中一君 裁決の場合に、過払い金よりも低い裁決が起つた場合には、いま言つており請求があるんだ、返してもらふんだといつてゐるのですね、収用法の適用を受けて。

○政府委員(志村清一君) 先ほど来申し上げておりますように、当事者主義でございまして、起業者の申請と土地所有者の申請の額の間で額を出すことになっておりますから、通常の場合過払いということはないのでございまして。ただ特殊な、権利の内容の変更とか、何か特殊な場合起り得る例外的な問題として過払いを考へるべきじゃないかと考へております。

○田中一君 特殊な例外という事例あげて下さい。どういふことですか。どうもはつきりしない。

○説明員(吉田繁夫君) たとえば土地がありまして、借地権者がおりました場合に、補償金の前払いの請求した場合は、確かに借地権者に補償金の支払い請求はできます。二ヵ月前に払わなきゃいけませんから、起業者は払うわけですが、その後裁決になるまでの間に借地人の地代の滞納とか、いろいろな正当な解約事由があつて借地権が消滅させられる、解約させられてしまったということになりますと、その人はもはや借地人ではないわけですから、払い過ぎてゐるわけですから。そういう場合に、裁決時には権利者ではないのですから、補償金は取れないわけですから、こういうものは払つてしまつておりますから、こういうものはいわば正当な補償がないわけですから、その分は取り戻す、こういうふうな意味でございまして。

○田中一君 それは権利の移動ということから生ずるところの被権利者でないものに對して払つた場合を言ふのですか。

○説明員(吉田繁夫君) 通常は権利、たとえば借地権が甲という人から乙に移つた、こういうような場合は、これは別途今度は裁決手続開始の決定というものを収用委員会で行つたしまして、その登記をいたします。その登記後権利を移転しまして、もはや関係人とはなれない。この法で二重払いが防がれてゐるのですが、移転の場合はいいのですが、消滅するといふ場合、借地権といふものが解約され、なくなつてさら地になつてしまふわけですが、そういう消滅の場合には、登記をしておつても押え切れなれないのです。そういうものはどうしても極論すれば二重払いにならざるを得ませ

るのです。これは裁決のときの権利者に払うというのが正当な補償ですから、裁決のときにはは権利者でないといふ人には払えない。本来裁決のときの権利者に裁決のとき払うという現行法であればこんな問題ないのですけれども、改正法では限定価格主義の関係もありまして、早く払わなきゃいかぬ。したがつて、最終的には権利者にならないかもしれないといふや不安な時代に先払いしなきゃいけませんので、こういう問題が大部分は権利の移転で甲という人から乙に権利が移つた場合には、別途の登記のほうで解決されておるわけですから、まあ、なお解決し切れない権利の消滅と、それからもう一つは権利内容の変更、同じ借地権と言つても、たとえば堅固な建物を建て得る借地権の内容は、仮設的なものを建て得る借地権よりは價格的には低いと思はれますが、何らかの正当な事由によつて、地主と借地権者との間の契約内容がその後に変更したといふようなまれな例があり得るわけでございます。その場合のためにそうしたわけでございます。

○田中一君 私はそれは思ふが、なかなか御承知のとおり請求に応じて支払つた見積りも補償金過払い、これはむろん収用委員会の裁決といふことを見合つて言つてゐるということですよ。これはその収用する対象の土地の見積りも補償金に過払い額で払つた場合といふことは、かりに単価十萬圓のものが八萬圓になつたといふようなことを言つてゐるのであつて、そんな権利が變つたとか地上権が別のものが入つてきたといふことは、二重払いになることはあり得ないのですよ。こういうことは現状のままの保全の義務もあり、いろいろあるわけなんです。だからその両方が裁決の場合の金額と見積りも補償金の金額とに過払いがあつた場合といふようにばくは読んでいるのですが、しかしこれはもう一ぺん、いま吉田君の説明じゃ何かあいまいで、何を言つてゐるのかわからないのですが、対象が的確に握れないのですから――ばくは実態をよく知つてゐるのです。実態をよく知つてゐるも

のだから聞いているんですよ、そういう解決でいいんですか。それは建設大臣にも聞きますよ、ちょっとよく相談して政府委員だからちゃんとしておいてください。議事録にきょうは残しておかなければ困るから聞くんですよ。

○政府委員(志村清一君) 田中先生の御指摘のように、たとえば私の土地が収用対象になった。私が所有権者である、裁決時も私であった。こういう場合に支払い請求に基づきまして補償金を前払いした。その額が十万円であつて裁決は八万円であるという場合があり得るかという御質問かと存じますが、かような場合はあり得ないということでございます。

○田中一君 これはどうもおかしい。だって政府のその起業者と収用委員会の委員の裁決と同じであるということはないですよ。

○政府委員(志村清一君) 再度申し上げておりますように、収用委員会の審議は起業者であるものの申し立ての金額とそれから被収用者である土地地主との間の申し立ての金額の間で定めることになっております。非常な変わった方がおりまして、そんなに要らぬから収用委員会で行かしたい、もっと安くしてくれということがありますれば、先生のおっしゃったような過払いの問題が出るかもしれません。そういうようなことは、普通は常識的にはあり得ないと思います。

○田中一君 その点はよくわかった。そこで最後に聞くんですが、一体収用委員会の権限は、調停委員会じゃないはずだ。事後処理委員会でもないわけですよ。少なくとも法律で定められた独自の立場、いわゆる被収用者の立場あるいは起業者の立場でもってものを判断するものではないと思う。せんだつても大臣そばにおつて聞いておつたからわかるように、現在の収用委員会の委員は、いわゆる起業者の立場に立つてものを言っているのじゃないかという危険を感じるわけなんです。少なくとも善意の第三者という形でもって考えられると、われわれはこの法律によると、そう認めておるのです。しかし、いまの志村局長の言つて

いるように、双方の調停をする役目だというなら、あつせん委員も要れば調停委員も要る。しかし、収用委員会の委員の性格がそのようであるならば、大臣からはつきりそういう説明をしていただきたいと思うのです。私は公正なる第三者が収用委員会であると認めている。だから、収用委員会にかけて、第三者の判定でもつてものをきめなさい、と、しつちゅう言っているのですが、しかしいまのような答弁が正しいならば、収用委員会に対しては非常に危険を感じます。余分に払うこともいけなければ、少なく払うこともいけな。ましてや、起業者の持つていられるところの予定価格、一種の見積り価格でもって押しつけるなんということは、収用委員の役目なのか。これはたいへんな私の誤認でした。私はそういうものじゃないと思うのですよ。

それじゃ、最後に聞くのですが、どこに、収用委員は起業者の見積もつた見積りも補償金というものを中心にどうだこうだとか、あるいは被収用者が要求する金額に対してどうだこうだというような規制があるかどうか。何条にあるか。

○政府委員(志村清一君) 現行法第四十八条の三項でございますが、収用委員会は起業者の申し立てた意見書、土地所有者、関係人、準関係人が申し立てた範囲をこえてはいかぬという、当事者主義の原則を強くうたつておるわけでございまして、これは立法当初からそのようになっております。

○田中一君 建設大臣に伺いますが、宮城県の鳴子ダムで、委員会の裁定に対して政府はこれに上告というのかな、提訴しているわけなんです。それはもう大體話がついたらしいのですけれども、こういう事例が今後ともあります。あると思つておられますか。これは建設省の問題だから、建設大臣に伺うのです。

○國務大臣(西村英一君) あの事件は七月四日ですが、解決したように聞いております。今後そういうことがあるかないか、これは私はちょっといいまいと断言できるかどうかわかりませんけれども、ないことを好みます。

○委員長(藤田進君) この際、委員の異動について報告いたします。本日、高山恒雄君が委員を辞任され、その補欠として向井長年君が選任されました。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。両案に対して御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○田中一君 昭和二十六年に新しい収用法が制定されて以来、数次にわたる改正が行なわれまして、その趣旨は、どこまでも起業者側の立場に立つて、早期に収用を完了しようというところに改正の重点が置かれております。今回の法律の改正もそこにあることは、いままでの審議の過程から見ても明らかであります。

私は、提案理由の中に、この収用法の改正によつて地価の高騰を抑制するとか、過大な補償を要求する国民に対して、その要求をどめるといふところに重点を置かれてこの改正が立案されたといふことでありますが、これははなはだ不当なものと考えます。むしろ収用法の本法というものは、最初の法律というものは、国民の私権を十分に尊重し、かつまた、それぞれの機会において被収用者の意思、希望というものを常に聴取するといふような、意見の開陳をする機会もたくさん数重ねて持つといふような制度であつた。

ところが、今回はもうそのようなものは一切なくなつてしまつて、事業の遂行を重点に改正が行なわれている点につきましては、非民主化されたものであり、かつまた強権的な性格が非常に強くなつていふふうに見えるものです。むしろこの内容については、いろいろこまかい規制等はとるべきものもあります。しかしながら、これによつて起る、国民の印象並びに今後の被収用者の行動というものがどういふ形であられるか。これによつて事態の、被収用者の要求が満たされるということになるのか、あるいは大きな抵抗が生まれるか、この点に対しては、非常に危惧の感を抱かざるを得ないのであります。

したがつて、この改正後における各起業者に対しては、建設大臣は十分に行政指導を行ない、少なくとも国民の不利にならないような形で指導してほしいと思ふのです。その意味におきまして、社会党としては、今後の指導を期待しながら、現段階におきましては、反対せざるを得ないといふような立場に立つております。社会党の反対討論とします。

○稲浦鹿蔵君 私は自由民主党を代表して、次の付帯決議を付して賛成するものです。付帯決議案を朗読いたします。

政府は、本法の施行にあたり、公共事業等における公平な負担、円満な遂行を期するため、行政指導で、次の各点を留意すべきである。
一、事業認定に際しては、手続保留地の運用をなるべくきけるとともに、収用手続の簡素化に伴つて被収用者が不利とならぬよう努めること。

一、起業者は、用地の取得に際し、あらかじめ各起業者相互間の調整を図り、補償価格の不均衡を生じないよう努めるとともに、被収用者の生活再建のための措置を十分に講ずること。
右決議する。

以上であります。

○鈴木一弘君 公明党を代表して反対の討論を行います。
第一には、地価対策の一環というのが一つの理由となつておりますけれども、はたして土地収用法の一部改正で、土地投機の問題が解決できるとは考えられない。こゝで得の弊害を防止するといふこ

とが地価対策の一つであるということを言われておりますけれども、むしろいままでの高速道路あるいは新幹線に見るように、政府みずから土地価格を引き上げていると見えられることからも、経済政策、社会政策という一環したものではなくて、片づかない問題であり、かような基本的な問題をわきまえての上の改正でなければならぬ。

一番目に、土地自身が一体どこに帰属すべきものであるか、最終的な基準というか、その基本的な態度がないということであり、その上所有権の制限を強化するということは、言えなくば、国家的に国の権利強化、私権の制限ということになってまいります。もしも、国に最終的に帰属すべきものである、このように土地の所有権がなるものであるというならば、それなりの法整備というものになるはずでありますし、その点、基本が決定しないで表面を糊塗するような改正ということになると、非常に情けないと思うのであります。

そのほか、運用の過程等についての懸念等もありますけれども、以上のような基本的な理由から、私は、今回は公明党としては反対するものであります。

○春日正一君 共産党を代表してこの改正案に反対します。

理由は、改正の理由として出されてきている地価対策の一環であるとか、あるいはごね得をなくすというようなものが根拠のないものだということとは、質問でも明らかになりましたけれども、結局、向かうところは、社会開発を促進する、そのために早く安く土地を取り上げることにあるわけであり、しかもこの背景にあるものは、すでに政府が発表している経済社会発展計画、特に、資本自由化に対応する独占資本の育成を中心とする日本経済の再編強化、国際競争力の強化、東南アジア進出というような大きな経済政策を進めていく、その一環としての社会開発事業というものを促進するということが目的になっておるわけであり、

で、そういう結果、これまでの例から見ても、そういう社会開発事業、公共事業との関連において、やはり大資本、これが非常に大きな便利を得、あるいは利益を得ていくというのに反して、この取用の対象になる多くの人たちが、生活を破壊され、あるいは不便な生活を余儀なくされ、というような犠牲を受けるということになってまいります。しかも、こういふ、この土地取用というようなことによつて、公共事業によつて土地が値上がりしていくという利益は、取用を受ける人たちが排除されてくる。そこだけが強調されておつて、実際に、土地値上がりの根本である、土地投機あるいはこの譲渡所得の増加というようなものに対する規制が何ら行なわれていない。だから、このことは、この取用法がきわめて不公正な内容を持ったものだといふふうに思ひます。

だから、共産党としては、決して、この公共事業のための土地の取用一般、これに反対するものではありませんけれども、しかし、こういう法の改正によつて、取用される人たちの権利なりあるいはそれを主張する機会というものを縮小して、そしてこの取り上げるほうだけ急いでいく。しかも一方では、それによつて利益を得る方面、これに対する何らの規制もされていらないというようなことでは、矛盾がますますはたしなくならざるを得ない。そして多くの人を犠牲にせざるを得ないということになる。だから、当然、それをやるためには、まあかつての農地委員会みたような形で、やはり民主的な土地委員会というようなものを上から町村までつくつて、それが土地の取得管理処分というように一切行なうというようにして、徹底的に土地投機を禁止する。あるいは譲渡価格に対して吸収の措置を税制その他で設ける。それを被取用者に対しての補償にし、あるいは公共事業によつて生ずる公害その他の防除のために使うというように、全体の施策の中でこのものが生きてくるだろう。そういう意味で、私どもは、強制的に取用することではなく

で、あくまでそういう公共の立場に立つて納得づくでこの土地が取用できるような、そういう施策をとるべきであると思ひます。

その見地から見れば、今度の改正案というものは、それにむしろいまでもよりもっと悪くなつていくという側面が強く出てきている。そういう意味で、私どもは、この土地取用法の改正、それは反対するわけであり、

○委員長(藤田進君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

土地取用法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よつて本案は、多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

土地取用法の一部を改正する法律施行法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よつて本案は、多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました稲浦君提出の附帯決議案を議題といたします。

稲浦君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よつて、稲浦君提出の附帯決議案は、多数をもつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、西村建設大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。西村建設大臣。

○国務大臣(西村英一君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、政府としては十分誠意をもつておこたえするつもりでございます。

○委員長(藤田進君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時十六分散会

昭和四十二年七月二十二日印刷

昭和四十二年七月二十四日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局